1 年満期
パワートラスト Neo
予定配当率固定型
株式会社エスコン
第 2 号

商品説明書
募集要項
信託約款

（募集取扱者）

株式会社 SBI 新生銀行

（受託者）

SBI 新生信託銀行株式会社

※ 本書は、金融商品取引法第 37 条の 3（契約締結前の書面の交付）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 にて準用する金融商品取引法第 37 条の 3（契約締結前の書面の交付）に基づき、募集取扱者及び受託者が作成・交付するものです。

目次

商品説明書 3
1. 本商品の概要と仕組み 8
1.1. 概要 8
1.2. 仕組み 10
2. 信託財産の運用と管理 11
2.1. 信託財産の運用と管理 11
2.2. 収益の分配 12
3. リスクと費用について 15
3.1. 本商品の主なリスク（損失の危険） 15
3.2. 費用 19
4. その他留意事項について 20
5. 関係法人情報 28
5.1. SBI 新生信託銀行の概況 28
5.2. SBI 新生銀行の概況 28
6. SBI 新生銀行による募集取扱業務（電子募集取扱業務を含む。）にかかる記載事項 29
6.1. 本商品にかかる金融商品取引契約の概要 29
6.2. SBI 新生銀行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 29
6.3. SBI 新生銀行の概要 29
6.4. 有価証券の発行者の概要 30
募集要項 32
信託約款 36
用語集 52
損失の危険について 53
（大要別紙 1）単独運用指定金銭信託契約 58
（大要別紙 2）責任財産限定特約付極度貸付契約書（合同運用信託貸付） 76

商品説明書

お申込みの際には、本書を十分にお読みください。

- 本商品は、SBI 新生信託銀行が受託者として資産の運用及び管理を行う実績配当型の金銭信託です。予定配当率はこれを保証するものではありません。

- 本商品は預金ではありません。元本及び利益の保証はありません。また、預金保険・投資者保護基金の対象ではありません。

- 本商品は原則として中途解約ができません。また、中途解約時に適用される中途解約予定配当率は予定配当率と異なります。

- お客さまからお預かりした資金は、SBI 新生信託銀行株式会社（以下「SBI 新生信託銀行」といい、文脈により単に「受託者」又は「当社」ということがあります。）が受託者となる単独運用指定金銭信託（以下「指定単信託」といいます。）を通じて、主として株式会社エスコン向けの貸付債権（以下「運用対象貸付債権」といいます。）により運用します。なお、株式会社エスコンは、運用対象貸付債権の全部を期限前弁済することがあります。この場合、指定単信託において期限前弁済された金銭（元本及び期限前弁済日までの利息）について他の貸付債権への再運用は行われず、本商品においても信託を強制終了する場合があり、その結果、当初予定されていた金額での収益金の交付がなされないおそれがあります。株式会社エスコンの内容については、同社のウェブサイトで開示されている IR 情報などで最新の情報をご確認いただけます。

  ※株式会社エスコンウェブサイト URL（ご参考）
  https://www.es-conjapan.co.jp/

  株式会社エスコンのウェブサイトの URL 及び同社のウェブサイトに掲載されている情報は、予告なく変更又は削除される場合があります。SBI 新生信託銀行及び株式会社 SBI 新生銀行（以下「SBI 新生銀行」といいます。）は、株式会社エスコンのウェブサイトの URL 及び同社のウェブサイトに掲載されている情報に関して、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- 本商品の主なリスクは、株式会社エスコンの信用リスクです。株式会社エスコンが破産等の債務不履行状態に陥った場合には、収益配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本に損失が生じる可能性があります。

- 運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。その場合、元本の償還が信託期間満了予定日から大幅に乖離する可能性があります。

- SBI 新生銀行は SBI 新生信託銀行から委託を受けて、本商品の募集取扱業務（電子募集取扱業務を含みます。）を行います。SBI 新生銀行では本商品の取得勧誘は行いますが、本商品の申込みの受付けは行いません。本商品の契約主体は SBI 新生信託銀行であり、本商品の申込みの受付け及び契約締結にかかる最終判断は、SBI 新生信託銀行が行います。

- 受託者の銀行勘定又は利害関係人等との取引を受益者保護のために法令で定められた一定の要件のもとで行います。（詳しくは、後記「4. その他留意事項について」をご覧ください）。

- 本商品の申込みにつきましては、お客さまが自己の責任にもとづき独自にご判断ください。

リスクについて

本商品は、お預かりした資金により指定単信託に貸付（以下「本貸付」といいます。）を行い、指定単信託で主として株式会社エスコン向けの貸付債権への投資を行います。
本商品の仕組み上、以下のリスクにより元本割れが生じる可能性があります。詳しくは本商品説明書の「リスク」の項目をご覧ください。

信用リスク	・ 株式会社エスコンの信用状況に著しい変化があり、債務不履行状態に陥った場合等
金利変動リスク	・ 市場金利の変動により、指定単信託の運用対象である株式会社エスコンに対する貸付債権（=運用対象貸付債権）の価値が下落し、又は収益が減少した場合等
業務委託先にかかるリスク	・ 運用対象貸付債権の回収業務の委託先（当初はSBI 新生銀行）の倒産手続の開始等により、運用対象貸付債権の回収業務が一時的に停止した場合 ・ 委託先による運用対象貸付債権の回収後、指定単信託の受託者への当該回収金の引渡前に、当該委託先に倒産手続開始等の事情が生じた場合 ・ 運用対象貸付債権の回収業務の当初委託先であるSBI 新生銀行が、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに対して運用対象貸付債権以外の貸付債権等を保有し、又は第三者のために株式会社エスコンに対する運用対象貸付債権以外の貸付債権等の回収業務を行う場合において、株式会社エスコンによる返済が不十分であるときに、SBI 新生銀行による運用対象貸付債権以外の貸付債権等の保全・回収等の結果、当初予定されていた運用対象貸付債権の回収を行うことができなくなった場合等

その他のリスク	・ 指定単信託又は本商品について「支払停止事由」が発生したことにより、指定単信託及び本商品が強制終了となり、金銭以外の運用資産が換金処分され、信託が清算された場合等

以上の各リスクのほか、以下の点にもご留意ください。

- 株式会社エスコンは、運用対象貸付債権の全部を期限前弁済することがあります。この場合、指定単信託において期限前弁済された金銭（元本及び期限前弁済日までの利息）について他の貸付債権への再運用は行われず、本商品においても信託を強制終了する場合があり、その結果、当初予定されていた金額での収益金の交付がなされない可能性があります。
- 本商品は原則として中途解約ができません。また、本商品の受益権は譲渡及び質入することができません（但し、受益者死亡の場合、当該受益者の相続人は、信託約款に定める手続きに従い、当該受益者の受益権を承継することができます。）。
- 信託約款に定める所定の中途解約時は、予定配当率ではなく中途解約予定配当率により予定配当額が計算される場合があります。その場合における収益金の額は、同時点において中途解約が行われなかったと仮定した場合における理論上の収益金の額を下回る可能性があります。
- 運用対象貸付債権に係る受託者の回収方針と、回収業務の委託先である SBI 新生銀行の他の貸付債権等に係る回収方針は、異なる場合があります。また、SBI 新生銀行は、その知り得る株式会社エスコンに関する全ての情報を指定単信託の受託者に対して提供する義務を負うものではありません。

本商品に関してご負担いただく費用について

お申し込みから償還までの間にご負担いただく費用は以下のとおりです。詳しくは本商品説明書の「費用」の項目をご覧ください。

（1）間接的にご負担いただく費用

- 信託財産の中から信託報酬をいただきます。
- 本商品にかかる信託報酬は、収益金の交付額の計算又は信託財産の交付等の処理に係る金額の計算を行い、当該金額を控除した後の残額とします（但し、かかる信託報酬の元本に対する割合は、年率 0.10%を上限とし、年率 0%を下限とし、上限超過分について寄付を行います。）。
- 指定単信託にかかる信託報酬は、原則として、本商品からの借入の満期日において、本商品からの借入元本の合計額に信託報酬率を乗じて計算される金額とし、指定単信託の信託財産の中からいただきます（信託報酬率は、本商品からの借入元本の合計額（=本貸付）に対して上限年率 0.90%から下限年率 0.01%の範囲内とします。）。

- 上記の範囲内で確定した信託報酬の金額は、信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載します。

(2)その他の費用

- 信託財産に関する租税及び信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払う場合があります。当該費用には、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行が、運用対象貸付債権に関して、SBI 新生銀行に対して回収事務を委託する場合にかかる費用や、債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社又は弁護士(SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。)に対して訴訟、調停、和解、その他弁護士法第 72 条に規定する法律事件に関する法律事務を委託する場合にかかる費用等、指定単信託にかかる信託財産において負担する費用を含みます。なお、これらの費用は、未確定のため表示できません。
- 本商品に関して、お客さまが SBI 新生銀行に対して直接支払う手数料その他の対価はありません。

クーリングオフについて

- 本商品に関して、金融商品取引法第 37 条の 6(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 で準用される場合を含みます。)の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

1. 本商品の概要と仕組み

1.1. 概要

募集取扱者	SBI 新生銀行
受託者	SBI 新生信託銀行
募集期間	「募集要項」をご参照ください。
お申し込みいただける方	SBI 新生銀行に本人確認書類を提出し「総合口座パワーフレックス」を開設済みで、日本国内のみに居住する満 20 歳以上のお客さま（外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく手続きの対象となる場合は除きます。）
お申込窓口	本商品のお申込みには、原則として、SBI 新生信託銀行のウェブサイトを通じたお申込みと、SBI 新生銀行の店頭窓口を通じたお申込み（SBI 新生銀行がお客さまのお申込みを SBI 新生信託銀行にお取次ぎいたします。）の 2 種類の方法がございます。お申込みにあたっては原則として名義人ご本人様によるお手続きが必要です。 ・ウェブサイトを通じたお申込み：SBI 新生信託銀行のウェブサイトを通じてお申込みいただけます。SBI 新生信託銀行の店頭、電話及び郵便によるお申込みはできません。 ・SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：SBI 新生銀行店頭窓口を通じてお申込みいただけます。なお、SBI 新生銀行はお申込みの受付けは行わず、お客さまのお申込みを SBI 新生信託銀行にお取次ぎいたします。
信託契約日 （信託設定日）	「募集要項」をご参照ください。
信託期間満了日	「募集要項」をご参照ください。
申込金額	・ウェブサイトを通じたお申込み：50 万円以上　10 万円単位とします。 1 申込みにつき、上限金額は 1 億円とします。 ・SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：ウェブサイトを通じたお申込みとは申込金額に係る条件が異なる場合がございますので、詳しくは SBI 新生銀行店頭でご確認ください。
申込金の払込方法	「総合口座パワーフレックス」からの口座振替による払込み
通貨	円
満期取扱	自動継続はせず信託期間満了日に終了します。
収益金・信託元本のお支払い	「総合口座パワーフレックス」への自動入金となります。
収益金・信託元本支払日	原則として計算日又は信託終了日の 5 営業日後
中途解約	原則としてお客さまからのお申し込みによる中途解約はできません。

税金	収益金に対し 20.315%が源泉分離課税されます（国税 15.315%、地方税 5%）
格付（※）	本商品は株式会社日本格付研究所から「J-1」以上の信託受益権プログラム格付を取得しています。同プログラムの信用格付は、同プログラムのもとで発行した、信託受益権の信用力を表象します。
元本保証	元本及び利益の保証はありません。
預金保険	預金保険の対象ではありません。
その他	SBI 新生銀行預金口座の当座貸越金ではお申し込みいただけません。当座貸越金でのお申込みが判明し、解消いただけない場合、受託者は信託契約を解約します。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のお取扱いはできません。

（※）株式会社日本格付研究所における短期個別債務格付（短期の金融債務が約定通りに履行される確実性についての株式会社日本格付研究所の意見をいいます）に係る格付符号の定義は、下表に記載のとおりです。

［短期個別債務格付］

J-1	短期債務履行の確実性が最も高い。
J-2	短期債務履行の確実性は高いが、J-1 より若干劣る。
J-3	短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を被りやすい。
NJ	上位等級より、短期債務履行の確実性が劣る。
D	債務不履行に陥っていると株式会社日本格付研究所が判断している。

※「J-1」の中でも特に短期債務履行の確実性の高いものについては「J-1+」で表す。

情報提供：株式会社日本格付研究所

1.2. 仕組み

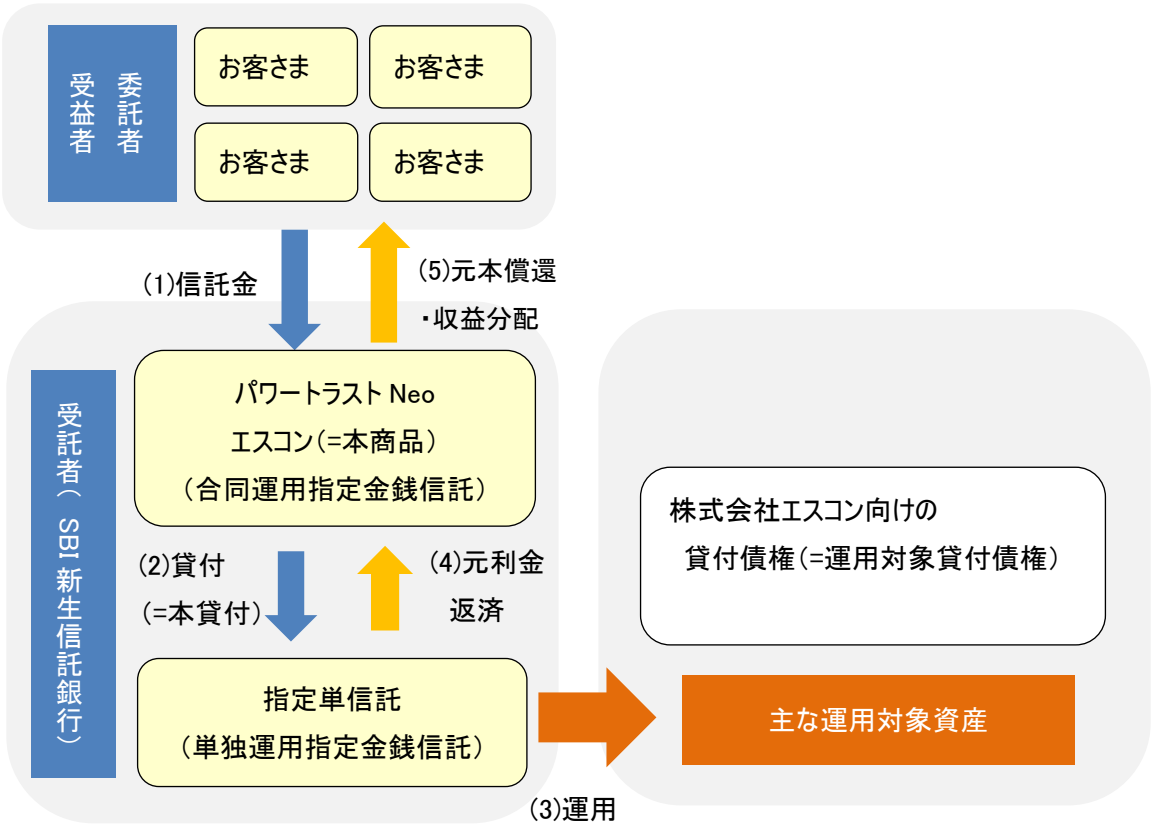

パワートラスト Neo エスコン （本商品）	お客さまを委託者兼受益者とする合同運用の金銭信託です。お客さまからお預かりした資金により合同して SBI 新生信託銀行が運用する指定単信託へ貸付（=本貸付）を行います（責任財産限定特約付）。
指定単信託	本商品のために設立された合同会社を委託者兼受益者、SBI 新生信託銀行を受託者とする金銭信託です。本商品から借り受けた資金を、主として SBI 新生銀行から譲り受ける株式会社エスコン向けの貸付債権で運用します。なお、本商品から借り受けた資金の一部は、本商品において中途解約等が発生した場合の支払準備のため、SBI 新生銀行の預金で運用されます。

(1) お客さまは信託約款に基づき金銭を信託して受益権を取得します。

(2) SBI 新生信託銀行は、お客さまからお預かりした資金により合同して SBI 新生信託銀行が受託者となる指定単信託へ貸付（=本貸付）を行います（責任財産限定特約付）。

(3) 指定単信託の受託者としてのSBI新生信託銀行は、本貸付を、主に、SBI新生信託銀行の利害関係人である SBI 新生銀行から譲り受ける株式会社エスコン向けの貸付債権(=運用対象貸付債権)で運用します。なお、本貸付の一部は、本商品において中途解約等が発生した場合の支払準備のため、SBI新生信託銀行の利害関係人であるSBI新生銀行の預金で運用されます。運用対象貸付債権の譲渡については、株式会社エスコンより確定日付のある書面による承諾を取得することにより、第三者対抗要件及び債務者対抗要件が具備されます。かかる承諾を得るときに、株式会社エスコンは、SBI新生銀行に対して保有する抗弁を放棄します。

(4) 指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行は、運用対象貸付債権の譲渡に係る契約(以下「運用対象貸付債権譲渡契約」といいます。)に従って、SBI新生銀行に対して、運用対象貸付債権の回収事務を委託します。運用対象貸付債権の元利金等が回収された場合には、SBI新生銀行は、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行に対して、回収金を引き渡します。指定単信託は、当該回収金を原資として、本商品の運用対象資産である本貸付の元本返済及び利息支払を行います。

(5) 本商品の受託者としてのSBI新生信託銀行は、返済された本貸付の元利金を原資として、お客さまからお預かりした資金の償還及び収益の分配を行います。

2. 信託財産の運用と管理

2.1. 信託財産の運用と管理

合同運用	受託者は、本商品の信託約款に基づき信託される信託金を、信託契約日、信託期間及び運用方法が同一の他の信託金と合同して運用します。受託者が合同して運用する信託財産(以下「合同運用財産」といいます。なお、「信託財産」とは信託金及びその運用により取得した財産をいいます。)について生じた損益は、一定の基準に従い、各受益者に配分されます。
運用の基本方針	受託者は、利息等の収入の確保により安定した収益の分配を行うことを目的に、合同運用財産を、主として SBI 新生信託銀行を受託者とする指定単信託に対する貸付金(責任財産限定特約付)(=本貸付)で運用します。 但し、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金等を運用する場合、その他受託者が必要と認めた場合は、合同運用財産を、預金又はこれと類似する性質を有するものとして受託者が適当と認めた資産で運用します。
指定単信託の運用の基本方針	受託者は、安定した収益を確保することと指定単信託の信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、信託財産を、主としてSBI新生銀行

	から株式会社エスコンに対する貸付債権（=運用対象貸付債権）を譲り受ける方法により運用します。但し、取得時点において、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに株式会社日本格付研究所から「J-1」以上の短期発行体格付が付与されていることを運用対象貸付債権の取得条件とします。運用対象貸付債権の取得時点において、当該運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに上記格付が付与されていない場合、本商品の信託設定を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、信託財産の一部は、本商品において中途解約等が発生した場合の支払準備のため、SBI 新生銀行の預金で運用されます。
受託者における運用管理体制及びリスク管理体制	・信託財産運用部門 信託約款及び運用の基本方針等に基づき、本商品及び指定単信託の信託財産の運用を行います。信託財産の運用に関して問題点が生じた場合には、信託財産運用管理部門に速やかに報告し、問題点の分析・改善を行います。 ・信託財産運用管理部門 運用方針、法令等の遵守状況及び運用の状況等をモニタリングし、リスクを把握し、必要に応じて信託財産運用部門に対し改善を求めます。また信託財産の適正な運用業務の遂行の確保のため、信託財産の運用管理に関する社内規程等の整備を行います。 ・取締役会等 信託財産運用部門、信託財産運用管理部門からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項、信託業務の管理に関する重要事項の協議を行います。また適正な運用管理体制の整備、確立のため、信託業務の管理に関する基本方針を決定し、組織体制の整備を行います。

2.2. 収益の分配

収益の分配基準	本商品は、募集要項に定める各計算日（同日が休日の場合は翌営業日とします。）及び信託期間満了日において、受益者の収益金の額の計算を行います。なお、各計算日につき、直前の計算日の翌日から当該計算日までの期間を「計算期間」といい、初回の計算期間は信託契約日を始期とします。また、直前の計算日の翌日から当該計算日までの期間を「配当計算期間」といい、初回の配当計算期間は信託契約日の翌日を始期とします。なお、予定配当額の計算には配当計算期間を用いま

	す（但し、強制終了に伴う予定配当額の計算を行う場合を除きます。）。 収益金の分配は、以下の分配基準に基づき行います。 ・収益の分配基準 各計算日及び信託期間満了日に係る計算期間において合同運用財産に関して受領した配当金、利息、手数料及びこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益（償還益を含みます。）の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った租税・事務費用、収益金（もしあれば）及びこれに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損（償還損を含みます。）の各金額の合計額を控除し、前期から繰り越された損失及び信託金の運用により取得した信託財産について生じた損失があるときは、その損失に充当した後の金額（純収益額）を受益者ごとに計算される予定配当額で按分して分配します。 純収益額が負の値（以下「信託損失」といいます。）となったときは、次期に繰り越すことができます。但し、信託損失は信託期間満了日における各受益者の信託金の元本額で按分した額で各受益者に帰属するものとします。なお、信託期間満了以外の事由により信託が終了する場合も、同様の基準（詳細は信託約款に定めるとおりです。）により、収益の分配を行います。
予定配当率と予定配当額の計算方法	受託者は、合同運用財産の運用方法及び金融情勢等を勘案し、将来における収益金の分配可能性を検討したうえ、信託期間、信託金の金額等に応じて予定配当率を決定し、募集要項に記載します。 受託者が決定した予定配当率は、信託約款に定める所定の中途解約時を除き、信託期間を通じて適用され、信託期間中の予定配当率の見直しは行いません。なお、信託約款に定める所定の中途解約時を除く受益者ごとの予定配当額は、以下の方法により計算し、1 円未満の端数については切り捨てるものとします。 ・計算式 「予定配当額」＝「お客さまの信託元本」×「予定配当率」×「配当計算期間の実日数」÷365 但し、本商品は実績配当型の商品であり、受益者に示した予定配当率は、当該予定配当率による収益金の支払いを受託者が保証するものではなく、投資実績により、実際に配当される収益金の金額は予定配当額を下回る場合があります。 なお、信託期間満了日前に、お客さまがお申込み時にした表明・確約に関して虚偽のご申告をされたことが判明した場合ややむを得ない事情が

	ある場合等における解約により信託が終了するとき（信託約款に定める所定の中途解約時）は、お客さまに示した予定配当率ではなく受託者が別途決定した中途解約予定配当率によって予定配当額が計算される場合があります（「中途解約予定配当率と予定配当額の計算方法（中途解約時のお取り扱い）」をご参照ください。）。
収益金のお受取方法	収益金は、税金を差し引いた後、SBI 新生銀行における受益者名義の預金口座に入金する方法で、原則として、計算日の翌営業日から起算して5営業日以内に、支払います。収益金の支払日が計算日の翌日以降となった場合も、収益金への付利は行いません。
中途解約予定配当率と予定配当額の計算方法（中途解約時のお取り扱い）	信託期間満了日前に、お客さまがお申込み時にした表明・確約に関して虚偽のご申告をされたことが判明した場合ややむを得ない事情がある場合等における解約により信託が終了するとき（信託約款に定める所定の中途解約時）は、お客さまに示した予定配当率ではなく受託者が別途決定した中途解約予定配当率によって予定配当額が計算される場合があります。 受託者は、合同運用財産の運用方法及び金融情勢等を勘案し、将来における収益金の分配可能性を検討したうえ、信託期間、信託金の金額等に応じて中途解約予定配当率を決定し、募集要項に記載します。 受託者が決定した中途解約予定配当率は、信託期間を通じて信託約款に定める所定の中途解約時に適用され、信託期間中の中途解約予定配当率の見直しは行いません。なお、信託約款に定める所定の中途解約時における受益者ごとの予定配当額は、以下の方法により計算し、1 円未満の端数については切り捨てるものとします。 ・計算式（中途解約時） 「予定配当額」＝「お客さまの信託元本」×「中途解約予定配当率」×「配当計算期間の実日数」÷365 但し、本商品は実績配当型の商品であり、受益者に示した中途解約予定配当率は、当該中途解約予定配当率による収益金の支払いを受託者が保証するものではなく、投資実績により、実際に配当される収益金の金額は予定配当額を下回る場合があります。

3. リスクと費用について

3.1. 本商品の主なリスク（損失の危険）

本商品の運用成果に影響を与える主なリスク（元本割れの原因になり得るリスク要因）としては、以下のものがあります。

信用リスク	＜運用対象貸付債権の借入人に関するリスク＞ 本商品は、指定単信託への貸付（=本貸付）を通じて、主にSBI新生銀行から譲り受けた株式会社エスコンに対する貸付債権（=運用対象貸付債権）等を運用対象として運用を行う投資商品です。株式会社エスコンの信用状況に著しい変化があり、債務不履行状態に陥った場合は、お客さまに予定配当率通りの配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。 ＜その他運用先に関するリスク＞ 元本償還や中途解約に伴う支払準備等のため保有する預金の預け先であるSBI新生銀行の信用状況に著しい変化があり、債務不履行状態に陥った場合は、お客さまに予定配当率通りの配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。
金利変動リスク	＜収益金の支払や元本償還が予定どおりなされないリスク＞ 市場金利の変動により、指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の価値が下落する、又は収益が減少する場合、本貸付の価値の下落や収益の減少により、本商品においても当初予定されていた収益金の支払や元本償還がなされない可能性があります。 ＜市場金利の変動により評価損失のリスク＞ 市場金利の変動により、本商品の価値が低下する可能性があります。
流動性リスク	＜運用対象貸付債権の売買に伴うリスク＞ 配当や元本償還のための資金が不足する等、受託者が必要と認めた場合、指定単信託を通して運用対象貸付債権を売却する可能性がありますが、市場に十分な流動性がない場合においては、予定していた価格より不利な価格で売買することにより、お客さまに予定配当率通りの収益金の配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。
業務委託先にかかるリスク	＜回収業務委託先に関するリスク＞ 指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の回収業務は、第

	三者（当初は SBI 新生銀行）に委託されます。当該委託先の倒産手続の開始等により、運用対象貸付債権の回収業務が一時的に停止すること又は代替の委託先の遂行状況が芳しくないことにより、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これにより本商品の元本の交付及び収益金の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。また、当該委託先による運用対象貸付債権の回収後、指定単信託の受託者への当該回収金の引渡前に、当該委託先に倒産手続開始等の事情が生じた場合、当該回収金が倒産手続等に服するものとされ、指定単信託の受託者への引渡額に不足が生じることにより、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これにより本商品の受益権の元本に損失が生じ、また、本商品の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。なお、運用対象貸付債権の回収業務の当初委託先である SBI 新生銀行は、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに対して運用対象貸付債権以外の貸付債権等（以下本項において「SBI 新生銀行貸付債権等」といいます。）を保有し、又は第三者のために株式会社エスコンに対する運用対象貸付債権以外の貸付債権等（SBI 新生銀行貸付債権等と併せて以下本項において「他の貸付債権等」といいます。）の回収業務を行う場合があります。この場合、①SBI 新生銀行は、お客さまに対して誠実義務や善管注意義務等を負うものではなく、運用対象貸付債権を他の貸付債権等に優先して回収する義務を負うものではないため、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンによる返済が運用対象貸付債権及び他の貸付債権等の返済に不足する場合、SBI 新生銀行による他の貸付債権等の保全・回収等の結果、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これにより本商品の受益権の元本に損失が生じ、また、本商品の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。また、②回収業務の委託先である SBI 新生銀行の他の貸付債権等に係る回収方針と、受託者の運用対象貸付債権に係る回収方針は、異なる場合があることや、SBI 新生銀行は、その知り得る株式会社エスコンに関する全ての情報を指定単信託の受託者に対して提供する義務を負わないことから、これらの債権の回収結果に違いが生じることがあります。
指定単信託の委託者兼受益者たる SPC の倒産リス	＜SPC（特別目的会社）に関するリスク＞ 指定単信託契約は、組成の目的のために特別に設立された会社（特別目的会社＝SPC）を委託者兼受益者として、信託受託者たる SBI 新生

ク	信託銀行との間で締結されております。当該会社では指定単信託組成以外の事業を行わないことにより倒産が起こらないようにする手当てや、指定単信託契約上委託者兼受益者が負担する債務の内容を限定し双方未履行双務契約との認定を受けにくくすることで倒産が起きた場合にも指定単信託契約が解除されないようにするなどの手当てがされていますが、万一当該会社が倒産し、指定単信託契約が双方未履行双務契約にあたるとして管財人による解除が認められた場合には、お客さまに予定配当率通りの収益金の配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。
その他のリスク	＜運用対象貸付債権が期限前弁済されるリスク＞ 運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンは、運用対象貸付債権の全部を期限前弁済することがあります。この場合、指定単において期限前弁済された金銭（元本及び期限前弁済日までの利息）について他の貸付債権への再運用は行われず、本商品においても信託を強制終了する場合があり、その結果、当初予定されていた金額での収益金の交付がなされないおそれがあります。 ＜運用対象貸付債権のうち受領した弁済金額を返還する場合のリスク＞ 運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンの請求（否認権又は詐害行為取消権の行使を含みます。）により、運用対象貸付債権のうち受領した弁済金額を返還する義務が発生する場合、お客さまにも受領した元本償還金及び収益金を返還する必要があり、予定配当率通りの配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。 ＜運用対象貸付債権の譲受手続が遅延する場合のリスク＞ 運用対象貸付債権の譲受手続が遅延した結果、予定した時期に指定単信託における運用対象貸付債権による運用を行うことができず、運用収益が減少した場合、お客さまに予定配当率通りの収益金の配当がなされない可能性があります。 ＜解約の場合のリスク＞ ・本商品は原則として中途解約ができません。また、本商品の受益権は譲渡及び質入することができません（但し、受益者死亡の場合、当該受益者の相続人は、信託約款に定める手続きに従い、当該受益者の受

	益権を承継することができます。）。 ・信託約款に定める所定の中途解約時は、予定配当率ではなく中途解約予定配当率により予定配当額が計算される場合があります。その場合における収益金の額は、同時点において中途解約が行われなかったと仮定した場合における理論上の収益金の額を下回る可能性があります。 ＜支払停止事由が発生した場合＞ 指定単信託又は本商品について「支払停止事由」が発生した場合、本商品の元本償還及び収益金の配当が停止します。さらに、受託者が認めた場合には、指定単信託及び本商品は強制終了となり、金銭以外の運用資産は換金処分され、信託が清算される可能性があります。この場合、お客さまに予定配当率通りの収益金の配当がなされない可能性のほか、元本に損失が生じるリスクがあります。 ＜支払中断事由が発生した場合＞ 本商品に支払中断事由が生じた場合には、当該支払中断事由の発生後、当該支払中断事由が解消するまでの期間、本商品の元本償還及び収益金の支払が停止します。そのため、お客さまに対する本商品の元本及び収益金のお支払いが大幅に遅れる可能性があります。

3.2. 費用

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	（ｉ）本商品の信託報酬 本商品の各計算日、信託期間満了日及び臨時計算日において、本商品の配当金の交付額の計算又は本商品の信託財産の交付等の処理に係る金額の計算を行い、当該金額を控除した後の残余を、本商品の信託報酬として、本商品の信託財産から収受します。但し、本商品において、かかる残余から受領する信託報酬の元本に対する割合は、年率0.10%を上限とし、年率 0%を下限とし、上限超過分について寄付を行います。 （ii）指定単信託の信託報酬 原則として、本商品からの借入の満期日において、本商品からの借入元本の合計額に信託報酬率を乗じて計算される金額を、指定単信託の信託報酬として、指定単信託の信託財産から収受します。信託報酬率は、本商品からの借入元本の合計額（=本貸付）に対して上限年率は0.90%とし、下限年率は 0.01%とします。
その他の費用	信託財産に関する租税及び信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。当該費用には、指定単信託の受託者としてのSBI 新生信託銀行が、運用対象貸付債権に関して、SBI 新生銀行に対して回収事務を委託する場合にかかる費用や、債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社又は弁護士（SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。）に対して訴訟、調停、和解、その他弁護士法第 72 条に規定する法律事件に関する法律事務を委託する場合にかかる費用等、指定単信託の信託財産において負担する費用を含みます。なお、これらの費用は未確定のため表示できません。
税金	本商品は所得税法第 2 条第 1 項第 11 号に定める合同運用信託として、その利益は利子所得として課税されます。収益金には、利子所得として 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金が源泉分離課税されます。課税上の取扱いは、税制改正等により将来変更されることがあります。税金のお取扱いの詳細については、税理士等税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
マル優制度	少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用になれません。
残高証明書	残高証明書を発行する際は、受託者所定の発行手数料をお支払いいただきます。

4. その他留意事項について

信託の目的	お客さまは、受益者であるお客さまご自身のために利殖する目的で金銭を信託し、SBI 新生信託銀行は受託者としてこれを引き受けます。
信託業務の委託	（ｉ）本商品における信託業務の委託 受託者は、信託銀行の全部又は一部について、信託約款に定める一定の基準及び手続きに従い選定される者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。 （ii）指定単信託における信託業務の委託 （1）指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行は、運用対象貸付債権譲渡契約に従い、運用対象貸付債権について次に掲げる事務（但し、法令上認められる範囲に限るものとし、株式会社エスコンによる運用対象貸付債権に係る支払債務の不履行があった場合の債務履行催促及び催告を含まないものとします。）（以下「本委任業務」といいます。）を、SBI新生銀行に委託します。当該事務委託の終了については、運用対象貸付債権譲渡契約の定めに従うものとします。 ① 管理回収事務 (a) 運用対象貸付債権の管理事務（株式会社エスコンの問合せ対応を含む。） (b) 株式会社エスコンへの請求事務及び株式会社エスコンからの回収金の受領事務 (c) 指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行の権利を保全するために必要な管理及び回収に関する一切の事務 ② 報告事務 運用対象貸付債権の回収状況に関する報告事務 ③ 代理事務 運用対象貸付債権に関して、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行の債権者としての意思表示等（指図、承諾を含む。）のうち、当該運用対象貸付債権に係る指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行と SBI 新生銀行との間の運用対象貸付債権譲渡契約に違反しないものについて、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行の代理人又は事務代行者として意思表示等を行う事務 ④ 書類保管事務

	運用対象貸付債権及び本委任業務に関する書類の保管を行う事務 ⑤　その他上記①から④に掲げる事務に附帯する事務 （2）上記（1）にかかわらず、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行は、運用対象貸付債権に関し、訴訟、調停、和解、その他弁護士法第 72 条に規定する法律事件に関する法律事務の必要があるときは、債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社又は弁護士（SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。）を選任のうえ、当該事務の遂行を委託することができます。その他、指定単信託の受託者として SBI 新生信託銀行は、信託業務の一部について、第三者（SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。 （3）上記（2）の委託をするときは、以下の基準の全てに適合する者（SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。 ①　委託する信託業務の類型に応じ、委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること ②　委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていること。例えば、信用力、法令遵守体制及び分別管理体制等の資産管理態勢の状況に問題ないこと ③　業務委託先が、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行に対し管理状況、法令遵守状況、内部管理・監査、業務執行上の問題点に関する十分な情報を提供する態勢となっていること ④　委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を適格に遂行する能力がある者であること （4）上記（1）から（3）にかかわらず、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行は以下の業務を、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行が適当と認める者（SBI 新生信託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。 ①　信託財産の保存に係る業務 ②　信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務 ③　指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行（指定単信

	託の受託者としての SBI 新生信託銀行から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務 ④ 指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 SBI 新生信託銀行の利害関係人に対する信託業務の委託は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときに行うことができます。
受託者の銀行勘定や利害関係人等との取引	受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、以下の取引（取引の委託を含みます。）を、受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を含みます。）、受託者の利害関係人、信託業務の委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との間で行うことがあります。 ① 指定単信託に対する貸付（本貸付）や SBI 新生銀行への預金の預け入れ等の信託財産の運用取引 ② 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引 なお、指定単信託において、指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行は、指定単信託の受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、以下の取引（取引の委託を含みます。）を、自己の銀行勘定（第三者との間において指定単信託の信託財産のためにする取引であって、自らが当該第三者の代理人となって行う取引を含みます。）、自己の利害関係人、信託業務の委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との間で行うことがあります。 ① 運用対象貸付債権の売買取引、SBI 新生銀行への預金の預入れ等の信託財産の運用取引（換価処分のための取引その他財産の売買取引を含む。） ② 合同運用信託（本商品）からの借入 ③ 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引
受益者への報告事項	受託者は、以下の書面について、受益者への手交又は郵送等によりそれぞれ受益者に交付するものとします。但し、受託者は受益者の承諾を得て、別途適用法令の定めに従い、以下の書面に記載する事項を電磁的方法により提供することができるものとします。 ① 信託設定の内容を記載した書面

	② 解約の内容を記載した書面 ③ 収益金の分配に関する書面 ④ 信託財産の状況を記載した書面（信託財産状況報告書） ⑤ 信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、信託業務の委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との取引の状況を記載した書面
信託の終了	本商品は、以下の事由が生じた場合には終了します。 ① 信託期間の満了 ② 所定の事由にあたる場合の、受益者からの申込による中途解約又は受託者による中途解約 ③ 受託者による強制終了 ④ 信託約款の変更に対する受益者からの買取請求 ⑤ 反社会的勢力、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の排除を目的とした受託者からの解約
中途解約（受益者による解約）	(1) 本商品は、原則として、中途解約ができません。但し、受益者に以下の特別解約事由のいずれかが発生した場合には、特別解約事由の発生を証する書面（当該書面に類するものを含みます。）とともに、受益者は受託者に対して、信託契約の中途解約を申込むことができます。 [特別解約事由] ① 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。 ② 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。 ③ 疾病等により受益者の生計の維持が困難になったとき。 (2) 受益者より中途解約の申込を受けた場合、受託者は、その裁量により、中途解約の申込の時点で指定単信託に残存する中途解約準備金（信託約款に定める所定の中途解約時に受益者に信託財産の交付を行うことを目的として、指定単信託に積み立てられる準備金をいいます。）の水準等を勘案し、信託財産の交付に支障がないと判断した場合に限って、中途解約の申込を承諾するものとします。但し、かかる場合であっても、支払停止事由が生じた場合、又は、その他やむを得ない事情が生じた場合は、受託者は、その裁量により、中途解約の申込に応じないことがありますので、あらかじめご了承ください (3) 中途解約は、契約単位での請求のみとなります。信託契約の一部

	のみを中途解約することはできません。 (4) お客さまからの中途解約の請求金額が、請求時点で残存する中途解約準備金の額を超える場合は、お客さまの中途解約の請求には応じられません。なお、お客さまからの中途解約の請求に応じなかった場合であっても、その後に別のお客さまから中途解約の請求があり、その請求金額が、請求時点で残存する中途解約準備金の額を超えないときは、当該別のお客さまからの中途解約の請求に応じることがありますので、あらかじめご了承ください。
中途解約(受託者による解約)	受託者は以下の事由のいずれかが発生した場合(但し、①に掲げる事由が発生した場合においては、受益者の相続人が信託約款の規定に基づき当該受益者の受益権を承継した場合を除きます。)には、信託契約を中途解約することができます。この場合、受託者は中途解約の効力発生日を、以下の事由発生後の日と定めることができます。 ① 受益者が死亡したとき。 ② 募集要項において定める購入申込条件を充足しなくなったとき。 ③ 受益者が株式会社 SBI 新生銀行に開設した預金口座における当座貸越金を本商品の購入代金の原資として用いたとき。
支払停止	以下の支払停止事由が生じた場合、信託が終了せず、受託者は、合同運用財産の交付を行わないこと(以下「支払停止」といいます。)があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、受託者が強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。 [支払停止事由] ① 指定単信託について当該信託の定める支払停止がなされている場合、又は、指定単信託につき当該信託の強制終了が決定したとき ② 指定単信託の信託財産総額が 10 億円を下回り、その運用に支障をきたす状況となったとき、又は、その状況となることが明らかであると受託者が認めたとき。 ③ 合同運用財産の計算日において、信託損失が発生したとき。 ④ 合同運用財産の計算期間において信託損失が発生することが明らかであると受託者が認めたとき。 ⑤ 本貸付について指定単信託に債務不履行が発生したとき若しくは発生するおそれがあると受託者が合理的に認めたとき、又は、本貸付の全部について期限前弁済が行われたとき。 ⑥ 合同運用財産の計算日において、純収益額が受益者ごとに計算される予定配当額の合計額を下回ることが 2 回以上続いたとき。
信託の強制終了	受託者は支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、以

	下の強制終了の手続きに従い、本商品に係るすべての信託契約を解約します（以下「強制終了」といいます。）。 [強制終了の手続き] ① 受託者は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたる本商品のすべての受益者に書面をもって通知します。 ② 受託者は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産について換金処分をします。 ③ 受託者は、強制終了を決定したときから 6 ヶ月以内の特定日を臨時計算日として定め、前回計算日の翌日から臨時計算日までの期間（以下「臨時計算期間」といいます。）の信託の計算を行い、受託者が別途通知する償還日に、本商品のすべての受益者に対し、信託金の元本及び収益金を、SBI 新生銀行における受益者名義の預金口座に入金する方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付します。但し、臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を臨時計算日における計算結果に基づき、各受益者に按分して償還日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間ごとに交付日を設けて当該交付日における合同運用財産に属する金銭を償還日と同様の割合で各受益者に按分して交付します。かかる場合、まず元本に充当し、残余があれば収益金として交付するものとします。 ④ 以上の定めに従い、合同運用財産に属するすべての資産を換金処分し、受益者に交付したときに信託は終了します。
支払中断	合同運用財産の交付は、次の各号のいずれかの事由であって、 これにより当該交付を行うべき日における当該交付が不可能となったと受託者が認める事由（以下「支払中断事由」といいます。）が発生していないこと（発生後に解消されたことを含みます。）を停止条件として行われます。支払中断事由が発生した場合には、当該支払中断事由が解消されたと受託者が認めるまで、合同運用財産の交付は行われません。 ① 天災・戦争・テロ攻撃の勃発 ② 電気・通信・各種決済システムの不通・障害 ③ その他受託者の責によらない事由
信託の登記、登録等	(1) 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。但し、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。この場合であっても、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

	(2) 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。但し、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 (3) 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
受益権の譲渡、質入	(1) 本商品の受益権は、譲渡又は質入することはできません。 (2) 上記(1)にかかわらず、受益者が死亡した場合において、その相続人が、受託者に対して、受託者所定の手続きに従い当該受益者の受益権を承継する旨を通知した場合には、当該相続人は、当該受益者の受益権を承継するものとします。但し、当該相続人が信託約款に定める事由に該当する場合又は当該相続人が信託約款の規定に従うことに同意しない場合には、受託者は、当該相続人による当該受託者の受益権の承継を拒むことができるものとします。
受益者の変更	お客さまは本商品に係る信託契約の委託者兼受益者となります。お客さまは、当該信託契約の委託者として受益者を指定又は変更することはできません。
信託約款の変更	(1) 受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、又は、やむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、又は、委託者及び受益者の承諾を得て、本商品の信託約款を変更できるものとします。 (2) 受託者が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容及び変更について異議ある委託者又は受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。 (3) 委託者又は受益者が一定期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者又は受益者が異議を述べた場合には、受益者は受託者に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、受託者は買取請求に基づく解約手続きを行うこととします。 (4) 受託者による公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 (5) 本商品の信託約款は、これ以外の方法による変更はできません。
受託者の公告	受託者が本商品の信託に関して公告を行う場合は、適用法令に従う場

	合のほか、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
通帳及び証書の発行	本商品は通帳及び信託証書を発行しません。
預金保険の適用	預金保険の対象外の商品です。
元本補填特約及び利益補足特約の有無	受託者は、運用対象資産の市場価格（金利等）の変動、運用先の信用状況悪化等により損失が生じた場合においても、元本の補填及び利益の補足は行いません。
受託者の商号及び本店所在地	SBI 新生信託銀行株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	該当事項はございません。
受託者が契約している指定紛争解決機関	名称：一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817335 又は 03-6206-3988
信託業務に関する外部監査の有無	信託業務に関する外部監査は行いません。

5. 関係法人情報

5.1. SBI 新生信託銀行の概況

SBI 新生信託銀行は、平成 8 年 11 月に長銀信託銀行株式会社として商法に基づき設立された株式会社であり、平成 12 年 6 月には社名を新生信託銀行株式会社に改称し、令和 8 年 4 月 1 日には社名を SBI 新生信託銀行株式会社に改称された SBI 新生銀行の子会社です。SBI 新生信託銀行は、銀行法上の銀行であって、且つ兼営法に基づき内閣総理大臣の認可を受け、同法に基づき信託業法第 2 条第 1 項に掲げる業務を適法に営むことができるものであり、金融庁による監督を受けております。また、SBI 新生信託銀行は、銀行勘定による法人融資取引を業として行っておらず、株式会社エスコンとの銀行勘定による融資取引、預金取引はありません。本商品においては、信託受託者として、受益者に対し受益権等の元本償還及び収益配当を行います。

5.2. SBI 新生銀行の概況

SBI 新生銀行は、昭和 27 年 12 月に株式会社日本長期信用銀行として長期信用銀行法に基づき設立され、平成 12 年 6 月には社名を株式会社新生銀行に改称し、令和 5 年 1 月 4 日には社名を株式会社 SBI 新生銀行に改称した銀行であり、金融庁による監督を受けております。平成 16 年 4 月 1 日をもって普通銀行に転換されました。本商品は SBI 新生銀行の預金口座をお持ちのお客さま専用の商品となります。また、本商品に関する業務において、SBI 新生銀行は、SBI 新生信託銀行から、募集取扱業務（電子募集取扱業務を含みます。）及び一部の信託業務の委託を受けております。

6. SBI 新生銀行による募集取扱業務（電子募集取扱業務を含む。）にかかる記載事項

6.1. 本商品にかかる金融商品取引契約の概要

SBI 新生銀行は、本商品（信託受益権）の発行者たる SBI 新生信託銀行から委託を受けて、本商品の募集取扱業務（電子募集取扱業務を含みます。）を行います。SBI 新生銀行では本商品の取得勧誘は行いますが、本商品の申込みの受付けは行いません。本商品の契約主体は SBI 新生信託銀行であり、本商品の申込みの受付け及び契約締結にかかる最終判断は、SBI 新生信託銀行が行います。

6.2. SBI 新生銀行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

SBI 新生銀行が行う登録金融機関業務は、主に投資信託・公社債の窓口販売、デリバティブ取引等を対象とする金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく業務です。

本商品の取引では、SBI 新生銀行は、同行の店頭、電話及びホームページを通じて、本商品の取得勧誘を行います（但し、申込みの受付けは SBI 新生銀行では行いません。）。本商品に関して、お客さまが SBI 新生銀行に対して支払う手数料その他の対価はございません。

6.3. SBI 新生銀行の概要

商号、本店所在地及び登録番号	株式会社 SBI 新生銀行 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号 登録金融機関　関東財務局長（登金）第 10 号
加入している金融商品取引業協会	• 日本証券業協会 • 一般社団法人金融先物取引業協会
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	該当事項はございません。
契約している指定紛争解決機関	• 一般社団法人全国銀行協会　全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 又は 03-5252-3772 • 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号：0120-64-5005
利益相反管理方針	最新の情報につきましては、同社ホームページをご覧ください。 （ご参考）SBI 新生銀行「利益相反管理方針（概要）」

	https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sites/riekisouhan.html SBI 新生銀行のホームページの URL は、予告なく変更される場合があります。SBI 新生信託銀行及び SBI 新生銀行は、SBI 新生銀行のホームページの URL に関して、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	最新の情報につきましては、同社ホームページをご覧ください。 （ご参考）SBI 新生銀行「お客さま本位の業務運営に関する取組方針とアクションプラン」 https://www.sbishinseibank.co.jp/fiduciaryduty.html SBI 新生銀行のホームページの URL は、予告なく変更される場合があります。SBI 新生信託銀行及び SBI 新生銀行は、SBI 新生銀行のホームページの URL に関して、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
その他	より詳細な概要は、同社店頭又はホームページに備えるディスクロージャー誌をご覧ください。

6.4. 有価証券の発行者の概要

商号及び本店所在地	SBI 新生信託銀行株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者	代表取締役社長　岩井　正貴
事業計画の内容及び資金使途	SBI 新生信託銀行は兼営法その他の適用法令を遵守し、信託業その他の業務を行います。本商品は、SBI 新生信託銀行が受託者として資産の運用及び管理を行う実績配当型の金銭信託です。お客さまからお預かりした資金は、法律（信託法）によって、信託銀行自身の財産や他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられております。本商品は、指定単信託を通じて、主として SBI 新生銀行から譲り受ける株式会社エスコン向けの貸付債権により運用いたします。詳細は、本商品説明書をご覧ください。
利益相反管理方針	最新の情報につきましては、同社ホームページをご覧ください。 （ご参考）SBI 新生信託銀行「利益相反管理ポリシー（概要）」 https://www.shinseitrust.com/corporate/pdf/riekisouhan.pdf SBI 新生信託銀行のホームページの URL は、予告なく変更される場合があります。SBI 新生信託銀行及び SBI 新生銀行は、SBI 新生信託銀行

	のホームページの URL に関して、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	最新の情報につきましては、同社ホームページをご覧ください。 SBI 新生信託銀行「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の策定について https://www.shinseitrust.com/corporate/riskmanage/fiduciary.html SBI 新生信託銀行のホームページの URL は、予告なく変更される場合があります。SBI 新生信託銀行及び SBI 新生銀行は、SBI 新生信託銀行のホームページの URL に関して、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

募集要項

商品名	1 年満期 パワートラスト Neo 予定配当率固定型 株式会社エスコン第 2 号
格付	本商品は、株式会社日本格付研究所から「J-1」以上の信託受益権プログラム格付けを取得しています。同プログラムの信用格付は、同プログラムのもとで発行した、本商品の信用力を表象します。
募集の取扱い	株式会社 SBI 新生銀行
受託者	SBI 新生信託銀行株式会社
主な運用対象	・お客さまからお預かりした信託金は、SBI 新生信託銀行が受託者となる単独運用指定金銭信託（=指定単信託）に対する貸付（=本貸付）により運用します。 ・指定単信託は、その信託財産を、主に、SBI 新生銀行から株式会社エスコンに対する無担保の貸付債権（=運用対象貸付債権）を取得することにより運用します。なお、指定単信託は、運用対象貸付債権の取得時点において当該運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに株式会社日本格付研究所から「J-1」以上の短期発行体格付が付与されていることを運用対象貸付債権の取得条件とします。取得時点において、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに上記格付が付与されていない場合、本商品の信託設定を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。 ・本貸付について指定単信託から返済があった場合であっても、受託者は、当該返済された金銭について、本貸付により再運用する義務を負わず、信託約款に定める信託の終了事由が発生する日まで預金にて運用します。
貸付先	株式会社エスコン
お申込みいただける方	以下の条件をすべて満たすお客さまはお申込みいただけます。 ・SBI 新生銀行に本人確認書類を提出し、「総合口座パワーフレックス」を開設済みであること。 ・日本国内のみに居住していること。 ・お申込の時点で満 20 歳以上であること。 ・外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく手続きの対象とならないこと。
募集期間	ウェブサイトを通じたお申込み：2026 年 9 月 10 日から 2026 年 10 月 9 日までとします（後述の「申込受付時間」もあわせてご覧ください。）。 SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：ウェブサイトを通じたお申込みと

	は募集期間に係る条件が異なる場合がございますので、詳しくは SBI 新生銀行店頭でご確認ください。 ・お申込総額が募集予定総額に達した場合には、募集期間の途中であってもお申込の受付を終了させていただく場合があります。 ・募集総額等の状況により、受託者が、運用が困難と判断した場合は、受け付けたお申込みをお断りする場合があります。この場合お申込金をお預かりしてからご返金させていただくまでの付利はされませんので、あらかじめご了承ください。 ・本商品のお申込みは原則として取り消すことができません。
お申込窓口	本商品のお申込みには、原則として、SBI 新生信託銀行のウェブサイトを通じたお申込みと、SBI 新生銀行の店頭窓口を通じたお申込み（SBI 新生銀行がお客さまのお申込みを SBI 新生信託銀行にお取次ぎいたします。）の 2 種類の方法がございます。お申込みにあたっては原則として名義人ご本人様によるお手続きが必要です。 ウェブサイトを通じたお申込み：SBI 新生信託銀行のウェブサイトを通じてお申込みいただけます。SBI 新生信託銀行の店頭、電話及び郵便によるお申込みはできません。 SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：SBI 新生銀行店頭窓口を通じてお申込みいただけます。なお、SBI 新生銀行はお申込みの受付けは行わず、お客さまのお申込みを SBI 新生信託銀行にお取次ぎいたします。
申込受付時間	ウェブサイトを通じたお申込み：申込受付時間は 0：00 から 24：00 までとします。但し、募集期間の初日は 9：00 から 24:00 まで、募集期間の最終日は 0：00 から 15：00 までとします。なお、ウェブサイトのメンテナンス作業の間はお申込みいただけません。 SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：SBI 新生銀行の銀行営業時間とします。詳しくは SBI 新生銀行店頭でご確認ください。
お申込単位等	ウェブサイトを通じたお申込み：50 万円以上 10 万円単位とします。1 申込みにつき、上限金額は 1 億円とします。 SBI 新生銀行店頭窓口を通じたお申込み：ウェブサイトを通じたお申込みとはお申込単位等に係る条件が異なる場合がございますので、詳しくは SBI 新生銀行店頭でご確認ください。 ※申込金額によっては、お客さまに「特別解約事由」が発生した場合であっても、本商品の中途解約ができない場合があります。商品説明書及び募集要項の「中途解約」欄に記載された内容を十分ご理解のうえ、お申込みください。

申込金の払込方法	本商品の信託の申込金は、受託者所定の申込手続きを行ったうえで、「総合口座パワーフレックス」からの口座振替による払込みにて、お申込日から信託契約日までの間に一括で払込み頂きます。 なお、お客さまから払込された申込金は信託契約日以降信託金として取り扱われ、払込みから信託契約日までの期間については付利、収益金分配はされません。
信託期間	信託契約日から信託期間満了日までの 1 年間とします。(信託期間満了日は信託設定日の 1 年後の応当日です。但し、当該応当日が営業日でない場合には、募集要項にて定める日を信託期間満了日とします。)
信託契約日(信託設定日)	お申込日にかかわらず、2026 年 11 月 5 日とします。 本商品のお申込み受付後、信託契約の締結可否については受託者が最終判断をいたします。募集総額等の状況により運用が困難であると受託者が判断するなど、場合によっては信託契約の締結をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承下さい。
信託期間満了日	2027 年 11 月 5 日
計算日	ありません。
予定配当率	年 1.50%(税引前) なお、信託約款に定める所定の中途解約時には、お客さまに示した予定配当率ではなく受託者が別途決定した中途解約予定配当率によって予定配当額が計算される場合があります(「中途解約予定配当率」をご参照ください。)。
収益金のお支払い	計算日又は信託終了日の 5 営業日後に預金口座への振替入金により収益金をお支払いいたします。計算日又は信託終了日の翌日以降、収益金の振替入金が完了するまでの間、かかる収益金について付利はされません。
信託元本のお支払い	信託終了日の 5 営業日後に預金口座への振替入金により信託元本をお支払いいたします。信託終了日の翌日以降、信託元本の振替入金が完了するまでの間、かかる信託元本について付利、収益金分配はされません。
収益金・信託元本支払日	計算日又は信託期間終了日の 5 営業日後
中途解約(お客さまによる解約)	・原則として中途解約はできません。但し、お客さまに特別解約事由(破産等)が発生し、かつ、中途解約準備金の水準等を勘案し、信託財産の交付に支障がないと受託者が判断した場合に限り、中途解約に応じます。 ・中途解約は契約単位での申し込みのみとし、信託契約の一部のみについて解約することはできません。 ・お客さまからの中途解約の請求金額が、請求時点で残存する中途解約準

	備金の額を超える場合は、お客さまからの中途解約の請求には応じられません。なお、上記によりお客さまからの中途解約請求に応じられなかった時でも、その後に別のお客さまから中途解約の請求があり、その請求金額が請求時点で残存する中途解約準備金の額を超えない場合は、当該別のお客さまからの中途解約請求に応じることがありますので、あらかじめご了承ください。 ・お客さまに特別解約事由（破産等）が発生している場合であって、お客さまからの中途解約の請求金額が、請求時点で残存する中途解約準備金の額の範囲内であっても、受託者がやむを得ない事情があると判断する場合には、お客さまからの中途解約請求に応じられないことがあります。
中途解約準備金	指定単信託において、本貸付の実行時に、本貸付の元本の総額に対して1.00%程度を目処に指定単信託の受託者としての SBI 新生信託銀行が任意に決定する金額が、中途解約準備金として積み立てられます。なお、中途解約準備金の設定は本貸付の実行時のみとし、追加設定はありません。
中途解約予定配当率	年 0.00%（税引前）
重要事項	・お客さまが SBI 新生銀行に開設した預金口座における当座貸越金を本商品の購入代金の原資として用いたことが判明し、解消いただけない場合は、信託契約を解約します。 ・信託約款に定める支払停止事由が生じた場合、信託が終了せず、合同運用財産の交付を行わない場合があります。なお、支払停止事由が速やかに解消する場合は受託者の判断で支払停止を解除することがあります。 ・本商品は、信託期間満了による償還のほか、強制終了事由が発生した場合で受託者が必要と認めた時には強制終了（信託元本に損失が生じる可能性等があります。）されます。 ・合同運用財産の交付は、信託約款に定める支払中断事由が発生していないこと（発生後に解消されたことを含みます。）を停止条件として行われます。支払中断事由が発生した場合には、当該支払中断事由が解消されたと受託者が認めるまで、合同運用財産の交付は行われません。

信託約款

（以下の文中では、SBI 新生信託銀行を「当社」といいます。）

第 1 条（信託目的、受益者、信託設定日等）

1. 委託者は、受益者のために利殖する目的で金銭（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」といいます。）を信託し、当社は受託者としてこれを引き受けました。
2. 前項の信託金の額は、当社が委託者に対して書面により通知する額とします。
3. この信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定又は変更することはできません。
4. この信託における信託契約日及び信託設定日は、第 2 条に従い受益権の募集を行う都度別途定める募集要項（以下「募集要項」といいます。）において定める日とします。
5. この信託は信託証書を発行しません。
6. この信託には小切手その他の証券類を受け入れることはできません。
7. この信託の委託者は、日本国内に居住しており、株式会社 SBI 新生銀行（商号変更があった場合には変更後の商号に読み替えられるものとします。以下同じ。）の総合口座パワーフレックス（名称変更があった場合には変更後の名称に読み替えられるものとします。）を保有している個人に限られます。

第 2 条（受益権の募集）

この信託の受益権は、第 3 条第 2 項に従って信託契約の期間（以下「信託期間」といいます。）を定め、信託期間ごとに募集を行います。受益権の募集を行う場合には、募集を行う期間（以下「募集期間」といいます。）を定め、募集要項に、当該募集を行う受益権に係る信託期間、募集期間、信託金の受入単位、申込方法等を記載して行うものとします。

第 3 条（信託期間）

1. 信託期間は、信託契約日から、募集要項にて定める日（同日が休業日の場合は翌営業日とし、以下「信託期間満了日」といいます。）までとします。
2. 信託期間は、1 ヶ月から 10 年の範囲で定めるものとします。
3. 信託期間の延長はできません。

第 4 条（運用方針）

1. 当社は、利息等の収入の確保により安定した収益の分配を行うことを目的に、合同運用財産（第 7 条第 2 項に定める意味を有します。以下同じです。）を、主として当社を受託者とする単独運用指定金銭信託（以下「指定単信託」といいます。）に対する無担保貸付金（責任財産限定特約付）（以下「本貸付」といいます。）で運用します。
2. 当社は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金等を運用する場合、

その他当社が必要と認めた場合は、前項にかかわらず合同運用財産を預金又はこれと類似する性質を有するものとして当社が適当と認めた資産で運用します。

3. 本貸付について指定単信託から返済を受けた場合、受託者は、当該返済を受けた金銭について、本貸付による再運用を行う義務を負わず、第 16 条第 1 項各号に掲げる信託の終了事由が発生する日までかかる弁済金を第 2 項に定める預金で運用します。

第 4 条の 2（中途解約準備金）

1. 当社は、指定単信託に対する本貸付の実行時に、第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事由により信託が終了する場合における第 19 条に定める信託財産の交付を目的として、当該本貸付のうち募集要項に定める水準により計算される額を指定単信託の受託者としての当社をして中途解約準備金として積み立てさせ、次項に定める通り取り扱わせるものとします。なお、指定単信託における中途解約準備金の積み立ては、指定単信託に対する各本貸付の実行時のみ行われるものとし、追加の積み立ては行われません。

2. 前項に定める中途解約準備金は、指定単信託の受託者としての当社をして預金で運用させるものとします。

第 5 条（当社等との取引）

当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引（取引の委託を含みます。）を、当社の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が当該第三者の代理人となって行う取引を含みます。）、当社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める「利害関係人」をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 22 条第 2 項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。）、第 9 条に定める委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との間で行うことがあります。

① 第 4 条第 1 項及び第 2 項に掲げる財産の運用取引

② 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引

第 6 条（競合行為）

1. 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことのできる取引その他の行為（以下「競合行為」といいます。）について、当社の銀行勘定又は当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

2. 当社は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。

3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、

これを行わないものとします。

第 7 条（合同運用）

1. 当社は、信託金をこの信託約款に基づき信託される、信託契約日、信託期間及び運用方法が同一の他の信託金と合同して運用します。
2. 前項に基づき合同して運用する信託財産（以下「合同運用財産」といいます。なお、「信託財産」とは信託金及びその運用により取得した財産をいいます。）について生じた損益は、第 14 条、第 19 条及び第 21 条に定める方法により各受益者に帰属します。
3. 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかわる信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を閲覧又は謄写することができます。

第 8 条（信託の登記及び登録の留保）

1. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。但し、当社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
2. 前項但書にかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
3. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。但し、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
4. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 9 条（信託業務の委託）

1. 当社は、以下の各号に掲げる業務の全部又は一部について、当該各号に掲げる者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
   ① 信託財産に属する有価証券の処分及びこれに付随する業務
   金融機関、金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者及びこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
   ② 信託財産に属する有価証券の運用にかかわる業務
   金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者及び外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
   ③ 金銭債権の回収にかかわる業務
   法務大臣の許可を受けた債権回収会社
2. 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

① 委託する信託業務の類型に応じ、委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。

② 委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていること。例えば、信用力、法令遵守体制及び分別管理体制等の資産管理態勢の状況に問題ないこと。

③ 業務委託先が、当社に対し管理状況、法令遵守状況、内部管理・監査及び業務執行上の問題点に関する十分な情報を提供する態勢となっていること。

④ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を適格に遂行する能力がある者であること。

3. 当社は、第 1 項に定める委託先の選定にあたり、委託を実施する部署において委託先が前項に定める基準に適合する者であるかを確認し、当社の社内規則に従い決裁権者が決定します。

4. 前三項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者（当社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

① 信託財産の保存に係る業務

② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

③ 当社（当社からの指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

5. 第 1 項及び前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときに行うものとします。

第 10 条（元本補填、利益補足）

当社は、運用対象資産の市場価格（金利等）の変動、運用先の信用状況悪化等により損失が生じた場合においても、元本の補填及び利益の補足は行いません。

第 11 条（予定配当率）

1. 当社は、合同運用財産の運用方法及び金融情勢等を勘案し、将来における収益金の分配可能性を検討したうえ、信託期間、信託金の金額等に応じて予定配当率を決定し、募集要項に記載します。

2. 前項に従い決定された予定配当率は、第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事由により信託が終了する場合を除き、信託期間を通じて適用されます。なお、受益者に分配する収益金額は、第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事由により信託が終了する場合を除き、第 14 条、第 19 条（第 2 項、第 4 項及び第 5 項を除きます。）又は第 21 条に定める方法により計算します。また、受益者に示した予定配当率は、当該予定配

当率による収益金の支払を当社が保証するものではありません。

第 11 条の 2（中途解約予定配当率）

1. 当社は、合同運用財産の運用方法及び金融情勢等を勘案し、将来における収益金の分配可能性を検討したうえ、信託期間、信託金の金額等に応じて中途解約予定配当率を決定し、募集要項に記載します。
2. 前項に従い決定された中途解約予定配当率は、信託期間を通じて第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる事由により信託が終了する場合に適用されます。なお、第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる事由により信託が終了する場合における受益者に分配する収益金額は、第 19 条（第 1 項、第 3 項及び第 5 項を除きます。）に定める方法により計算します。また、受益者に示した中途解約予定配当率は、当該中途解約予定配当率による収益金の支払を当社が保証するものではありません。

第 12 条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第 13 条（計算期間及び配当計算期間）

この信託は、募集要項に定める各計算日（同日が休業日の場合は翌営業日とします。以下「計算日」といいます。）及び信託が終了した日（以下「信託終了日」といいます。）において、受益者の収益金の額の計算を行います。なお、各計算日につき、直前の計算日の翌日から当該計算日までの期間を「計算期間」といい、初回の計算期間は信託契約日を始期とします。また、直前の計算日の翌日から当該計算日（但し、第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる事由により信託が終了する場合は中途解約日）までの期間を「配当計算期間」といい、初回の配当計算期間は信託契約日の翌日を始期とします。なお、予定配当額の計算には配当計算期間を用います（但し、第 21 条第 2 項第 2 号に定める強制終了に伴う予定配当額の計算を行う場合を除きます。）。

第 14 条（収益金の分配等）

1. 各計算日及び信託期間満了日に係る計算期間において合同運用財産に関して受領した配当金、利息、手数料及びこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益（償還益を含みます。）の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った第 12 条に定める租税・事務費用、第 19 条第 2 項又は第 4 項の定めに従って支払った収益金（もしあれば）及びこれに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損（償還損を含みます。）の各金額の合計額を控除した残額を、この信託の利益とし、次の順序により当該計算日において処理します。

① 前期から繰り越された損失（以下「繰越損失」といいます。）及び信託金の運用により取得した信託財産について生じた損失があるときは、その損失に充当します。

② 前号の処理を行った後の金額（以下「純収益額」といいます。）を、受益者ごとに計算される予定配当額で按分し（1 円未満の端数は切り捨てます。）、各受益者に対する収益金を計算します。但し、純収益額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、純収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して計算します（各受益者への交付額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。計算日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に、各受益者が予め指定した方法により、受託者たる当社が金銭で支払います。収益金の支払日が計算日の翌日以降となった場合も、収益金への付利は行いません。なお、本号における「予定配当額」とは、各信託の信託元本に第 11 条に従い決定された予定配当率を乗じ、さらに配当計算期間の実日数を乗じて 365 で除す方法（1 円未満の金額は切捨てます。）により計算される額とします。

③ 前号に定める純収益額が負の値（以下「信託損失」といいます。）となったときは、次期に繰り越すことができます。但し、信託損失は信託期間満了日における各受益者の信託金の元本額で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

2. 当社は、前項の処理に係る金額を計算し、当該金額を控除した後（但し、信託期間満了日と同日の計算日においては、前項の処理に係る金額及び第 19 条第 1 項に基づく交付金額の計算をし、当該金額を控除した後）の合同運用財産に属する金銭の残額（但し、第 16 条第 1 項第 1 号により合同運用財産に関するすべての信託が終了した場合を除き、前項の処理に係る金額を控除した後の合同運用財産についての純収益額の残額を上限とします。）を、当該計算日に信託報酬として収受します。

第 15 条（信託報酬）

1. この信託の信託報酬は、第 14 条第 2 項及び第 21 条第 3 項に従ってのみ収受されるものとします。但し、これらの規定に従って受領する信託報酬の信託元本に対する割合は、年率 0.10%を上限とし、年率 0%を下限とします。上限を超過する場合、超過した金額は、慈善目的の寄付として日本赤十字社その他の当社が適切と考える先へ、交付にかかる費用を当該超過した金額の範囲で差し引いたうえで交付します。

2. 当社は、信託法第 54 条第 4 項が準用する同法第 48 条第 4 項の規定にかかわらず、当社が同法第 40 条の規定による責任を負う場合であって、これを履行する前においても、前項に従って信託報酬を収受することができるものとします。

第 16 条（信託の終了事由）

1. この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。

① 第 3 条に定める信託期間の満了

② 第 18 条に定める受益者からの申込による解約又は当社による解約

③ 第 21 条第 1 項に定める当社による強制終了

④ 第 26 条第 3 項に定める買取請求

⑤ 第 16 条の 2 及び第 17 条に定める解約

2. この信託が終了したときは、当社は、最終計算書を作成し、受益者に対して承認を求めるものとします。この場合は、最終計算日前に既に受益者宛てに報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、当社が受益者に対し承認を求めた日から 1 ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第 16 条の 2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

1. 当社は、委託者又は受益者の情報及び具体的な取引の内容などを適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者又は受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託及びこの信託の全部又は一部の解約などのこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者又は受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者又は受益者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令などへの抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託及びこの信託の全部又は一部の解約などのこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。

3. 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者又は受益者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第 17 条（反社会的勢力、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の排除）

当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。また、受益者が株式会社 SBI 新生銀行に開設した預金口座に係る取引の一部が制限又は停止され、当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合も同様とします。

① 委託者がこの信託への申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 委託者、受益者、代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

エ. 暴力団準構成員

オ.　暴力団関係企業

カ.　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

キ.　その他前記ア乃至カに準ずる者（以下ア乃至キを総称して「暴力団員等」といいます。）

ク.　次のいずれかに該当する者

A.　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

B.　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

C.　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

D.　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を有する者

E.　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

③　委託者、受益者、代理人、信託監督人その他信託契約の関係者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア.　暴力的な要求行為

イ.　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ.　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ.　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

オ.　その他前記ア乃至エに準ずる行為

④　この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合

第 18 条（信託契約の解約）

1.　受益者は、この信託が終了する前に信託契約を中途解約することはできません。但し、受益者に以下の各号に定める事由（以下「特別解約事由」といいます。）のいずれかが発生した場合には、特別解約事由の発生を証する書面（当該書面に類するものを含みます。）とともに、受益者は当社に対して、信託契約の中途解約を申込むことができます。

①　受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

②　受益者が破産手続開始決定を受けたとき。

③　疾病等により受益者の生計の維持が困難になったとき。

2.　前項但書の規定にかかわらず、当社は募集要項で予め定めるところにより、信託契約の元本

の額に応じて中途解約の申込を制限することがあります。

3. 受益者より第 1 項に定める中途解約の申込を受けた場合、当社は、その裁量により、中途解約の申込の時点で残存する第 4 条の 2 に定める中途解約準備金の水準等を勘案し、信託財産の交付に支障がないと判断した場合に限って、中途解約の申込を承諾するものとします。但し、かかる場合であっても、第 20 条各号に定める事由が生じた場合、又は、その他やむを得ない事情が生じた場合は、当社は、その裁量により、中途解約の申込に応じないことができます。

4. 前三項にかかわらず、当社は以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合（但し、第 1 号に掲げる事由が発生した場合においては、受益者の相続人が第 28 条第 2 項の規定に基づき当該受益者の受益権を承継した場合を除きます。）には、信託契約を中途解約することができます。この場合、当社は中途解約の効力発生日を、以下の各号の事由発生後の日と定めることができます。

① 受益者が死亡したとき。

② 募集要項において定める購入申込条件を充足しなくなったとき。

③ 受益者が株式会社 SBI 新生銀行に開設した預金口座における当座貸越金を本商品の購入代金の原資として用いたとき。

5. 信託契約の一部のみを中途解約することはできません。

6. 当社が第 4 項に基づきこの信託の全部を解約する場合、当社がかかる解約を行う日として指定する日にこの信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「中途解約日」とします。また、受益者が第１項にもとづきこの信託の全部の解約を申し出た場合、当社が同項にもとづきかかる解約を承認する場合には、当社がかかる解約を行う日として指定する日にこの信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「中途解約日」とします。

第 19 条（信託財産の交付）

1. 第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由（信託期間満了）により信託が終了したときは、信託期間満了日に係る計算期間について、予定配当率及び信託期間満了日における信託金の元本額に基づき収益金の額を第 14 条に従い計算し、信託金の元本とともに、信託期間満了日の翌営業日から起算して 5 営業日以内を償還日として、受益者が予め指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。

2. 第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる事由（中途解約）により信託が終了したときは、当社は、直近の計算日の翌日（但し、信託契約日以後初回の計算日が到来していないときは信託契約日）から、前条第 7 項に定める中途解約日までの期間について、当該中途解約日における信託金の元本額に第 11 条の 2 に従い決定された中途解約予定配当率を乗じ、さらに配当計算期間の実日数を乗じて 365 で除す方法（1 円未満の金額は切捨てます。）により収益金の額を計算し、当該収益金の額と当該中途解約日における信託金の元本額の合計額が、当該中途解約日に残存する中途解約準備金の額を超えない場合には、指定単信託の受託

者としての当社に対して本貸付について当該合計額に相当する額の期限前弁済を請求し、当社が別途通知する償還日に、当該期限前弁済金を原資として、当該合計額を受益者が予め指定した方法により支払います。なお、本項に基づく信託終了日に係る計算期間において、繰越損失又は信託金の運用により取得した信託財産について生じた損失があるときは、その損失を帰属させたうえで、信託金元本の支払いを行うものとします。

3. 第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる事由（強制終了）により信託が終了したときは、第 21 条に従い処理されます。

4. 第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる事由（買取請求）により信託が終了したときは、当社は、第 2 項に定める方法に準じて、直近の計算日の翌日（但し、信託契約日以後初回の計算日が到来していないときは信託契約日）から、第 26 条第 3 項に定める中途解約日までの期間について、当該中途解約日における信託金の元本額に第 11 条の 2 に従い決定された中途解約予定配当率を乗じ、さらに配当計算期間の実日数を乗じて 365 で除す方法（1 円未満の金額は切捨てます。）により収益金の額を計算し、①当該収益金の額と当該中途解約日における信託金の元本額の合計額が、当該中途解約日に残存する中途解約準備金の額を超えない場合には、指定単信託の受託者としての当社に対して本貸付について当該合計額に相当する額の期限前弁済を請求し、当該期限前弁済金を原資として、②当該収益金の額と当該中途解約日における信託金の元本額の合計額が、当該中途解約日に残存する中途解約準備金の額を超える場合には、本貸付の弁済期日における弁済金を原資として、当社が別途通知する償還日に、当該合計額を受益者が予め指定した方法により支払います。

5. 第 16 条第 1 項第 5 号に掲げる事由（反社等解約）により信託が終了したときは、当社は、①当該信託に係る信託金の元本額が、当該信託の解約日に残存する中途解約準備金の額を超えない場合には、指定単信託の受託者としての当社に対して本貸付について当該信託金の元本相当額の期限前弁済を請求し、当該期限前弁済金を原資として、②当該信託金の元本額が、当該信託の解約日に残存する中途解約準備金の額を超える場合には、本貸付の弁済期日における弁済金を原資として、当社が別途通知する償還日に、当該信託金の元本相当額を受益者が予め指定した方法により支払います。なお、本項に基づく信託終了日に係る計算期間において、繰越損失又は信託金の運用により取得した信託財産について生じた損失があるときは、その損失を帰属させたうえで、信託金元本の支払いを行うものとします。

6. 前五項に基づき支払われる信託金の元本及び収益金には、信託終了日の翌日以降付利しません。

第 20 条（支払停止）

次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」といいます。）が生じた場合、第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（受益者からの申込による解約に限ります。）又は第 4 号の定めにかかわらず、信託が終了せず、当社は、前条に定める合同運用財産の交付を行わないこと（以下「支払

停止」といいます。）があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、当社が次条に定める強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。

① 指定単信託について当該信託の定める支払停止がなされている場合、又は、指定単信託につき当該信託の強制終了が決定したとき

② 指定単信託の信託財産総額が 10 億円を下回り、その運用に支障をきたす状況となったとき、又は、その状況となることが明らかであると当社が認めたとき。

③ 合同運用財産の計算日において、第 14 条第 1 項第 3 号に定める信託損失が発生したとき。

④ 合同運用財産の計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当社が認めたとき。

⑤ 本貸付について指定単信託に債務不履行が発生したとき若しくは発生するおそれがあると当社が合理的に認めたとき、又は、本貸付の全部について期限前弁済が行われたとき。

⑥ 合同運用財産の計算日において、第 14 条第 1 項第 2 号に定める純収益額が受益者ごとに計算される予定配当額の合計額を下回ることが 2 回以上続いたとき。

第 20 条の 2（支払中断）

第 14 条、第 19 条及び第 21 条にかかわらず、これらの条文に定める信託元本及び収益金の交付は、次の各号のいずれかの事由であって、 これにより当該交付を行うべき日における当該交付が不可能となったと当社が認める事由（以下「支払中断事由」といいます。）が発生していないこと（発生後に解消されたことを含みます。）を停止条件として行われるものとします。当該交付は、当該支払中断事由の発生後、 当該支払中断事由が解消されたと当社が認めるまでの期間は、行われないものとします。

① 天災・戦争・テロ攻撃の勃発

② 電気・通信・各種決済システムの不通・障害

③ その他当社の責によらない事由

第 21 条（強制終了）

1. 当社は第 20 条に定める支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い、合同運用対象信託（第 7 条に基づき合同運用される信託をいいます。以下同じ。）に係るすべての信託契約を解約します（以下「強制終了」といいます。）。

① 当社は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたる合同運用対象信託のすべての受益者に書面をもって通知します。

② 当社は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産について換金処分をします。

③ 当社は、強制終了を決定したときから 6 ヶ月以内の特定日を臨時計算日として定

め、前回計算日の翌日から臨時計算日までの期間（以下「臨時計算期間」といいます。）の信託の計算を行い、当社が別途通知する償還日に、合同運用対象信託のすべての受益者に対し、信託金の元本及び収益金を、受益者が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付します。但し、臨時計算日において換金処分が未了の残余財産があるときは、合同運用財産に属する金銭を臨時計算日における計算結果に基づき、各受益者に按分して償還日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間ごとに交付日を設けて当該交付日における合同運用財産に属する金銭を償還日と同様の割合で各受益者に按分して交付します。かかる場合、まず元本に充当し、残余があれば収益金として交付するものとします。

④ 前各号の定めに従い、合同運用財産に属するすべての資産を換金処分し、受益者に交付したときに信託は終了します。

2. 臨時計算期間において合同運用財産に関して受領した配当金、利息、手数料及びこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益（償還益を含みます。）の各金額の合計額から、臨時計算期間に合同運用財産から支払った第 12 条に定める租税・事務費用、第 19 条第 2 項又は第 4 項の定めに従って支払った収益金（もしあれば）及びこれに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損（償還損を含みます。）の各金額の合計額を控除した残額を、この信託の利益とし、次の順序により臨時計算日において処理します。

① 繰越損失及び信託金の運用により取得した信託財産について生じた損失があるときは、その損失に充当します。

② 前号の処理を行った後の残額を、受益者ごとに計算される予定配当額で按分し（1円未満の端数は切り捨てます。）、各受益者に対する収益金として、各受益者が予め指定した方法により、当社が金銭で支払います。収益金の支払日が臨時計算日の翌日以降となった場合も、収益金への付利は行いません。なお、予定配当額とは、第 11 条に従い決定された予定配当率と臨時計算日における信託金の元本に臨時配当計算期間（直前の計算日の翌々日から臨時計算日までの期間をいい、初回の臨時配当計算期間は信託契約日の翌日を始期とします。）の実日数（但し、臨時計算日が信託期間満了日より後となる場合には、当該臨時計算期間の初日から信託期間満了日までの日数とします。）を乗じ 365 で除す方法により計算される額とします。

③ 第 1 号の処理の結果、残額が負の値（以下「臨時計算日信託損失」といいます。）となったときは、臨時計算日信託損失は臨時計算日における各受益者の信託金の元本額で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

3. 当社は、前各項の処理に係る金額の計算を行い、当該金額を控除した後の合同運用財産に属する金銭の残額を、臨時計算日に信託報酬として収受します。

第 22 条（受益者への報告事項等）

1. 当社は、次の各号に掲げる書面について、受益者への手交又は郵送等によりそれぞれ受益者に交付するものとします。但し、当社は受益者の承諾を得て、別途適用法令の定めに従い、各号に掲げる書面に記載する事項を電磁的方法により提供することができるものとします。

① 信託設定の内容（第 1 条第 1 項の信託金の額を含みます。）を記載した書面

② 解約の内容を記載した書面

③ 第 14 条第 1 項第 2 号により分配する収益金の額及び支払方法を記載した書面

④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 27 条に定める事項を記載した信託財産状況報告書（信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします。）

⑤ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 3 項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第 9 条に定める委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との取引の状況を記載した書面

2. 当社は、前項第 4 号の書面の交付により、信託法第 37 条第 3 項の報告に代えるものとします。

3. 当社は、信託法第 31 条第 3 項の通知に代えて第 1 項第 5 号の書面を交付するものとし、信託法第 31 条第 3 項の通知は行わないものとします。

4. 受益者は、信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

5. 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得又は喪失について通知する義務を負わないものとします。

6. 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。但し、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第 23 条（善管注意義務）

1. 当社は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。

2. 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠り、信託財産に損失が生じた場合には、信託財産に対し金銭による補填を行うものとします。

3. 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠り、信託財産に変更が生じ、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える方法により原状回復を行うものとします。但し、原状回復が適当でないと当社が認める場合には、この限りではありません。

第 24 条（権利の消滅）

第 14 条、第 19 条及び第 21 条において、当社の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託終了の日（交付する信託財産が収益金の場合は、当該収益金の計算日）の後 10 年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当社に帰属するものとします。

第 25 条（受託者の変更等）

1. 受益者は、信託法第 58 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
2. 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
3. この信託約款に定めのある委託者の地位及び権利は、委託者に専属し相続されません。

第 26 条（信託約款の変更）

1. 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、又は、やむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、又は、委託者及び受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。
2. 当社が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容及び変更について異議ある委託者又は受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
3. 前項において委託者又は受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者又は受益者が異議を述べた場合には、受益者は当社に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、当社は、当該受益者について、当社が解約を行う日として指定する日にこの信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「中途解約日」として、第 19 条第 4 項に定める解約手続を行うこととします。
4. 第 2 項の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
5. この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第 27 条（公告）

受託者がこの信託に関して公告を行う場合は、適用法令に従う場合のほか、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第 28 条（譲渡・質入・分割の禁止）

1. この信託の受益権は、譲渡又は質入することはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、受益者が死亡した場合において、その相続人が、受託者に対して

受託者所定の手続きに従い当該受益者の受益権を承継する旨を通知した場合には、当該相続人は、当該受益者の受益権を承継することができるものとします。但し、当該相続人が第 17 条各号のいずれかに該当する場合又は当該相続人がこの信託約款の規定に従うことに同意しない場合には、受託者は、当該相続人による当該受託者の受益権の承継を拒むことができるものとします。

3. この信託の受益権は分割することができません。

第 29 条（パスワード届出・パスワード照合）

1. 委託者はあらかじめこの信託に関する取引に利用するパスワードを、当社所定の方法で、当社に届出るものとします。
2. この信託に関する取引においてパスワードが利用される場合、前項の届出のパスワードと照合し、一致を確認したうえで取引を行った場合は、それらのパスワードにつき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。

第 30 条（印鑑届出・印鑑照合）

1. 委託者、受益者、代理人、信託監督人その他信託契約の関係者の印鑑は、当社から請求した場合には、委託者から当社に届出るものとします。
2. この信託に関する当社所定の請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。

第 31 条（届出事項の変更等）

1. 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、受益者又はその相続人は直ちに当社に申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。
   ① 印章（当社に届出たものに限ります。）の喪失又は毀損
   ② 印章、名称、住所その他の当社への届出事項の変更
   ③ 委託者、受益者、代理人、信託監督人その他信託契約の関係者の死亡又はその行為能力の変動、その他の重要な変更
2. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合若しくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等又は任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店に届け出てください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合又は任意後見監督人が選任されている場合、若しくはこれらの届出事項に取消又は変更等があった場合も同様に届け出てください。
3. 前各項の届出手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 届出のあった名称及び住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. 前項の規定は、当社が委託者又は受益者の住所を知ることができず、通知又は送付書類を発送できない場合にも適用します。

6. 第 1 項及び第 2 項の場合、当社は、信託元本又は収益金の支払いを当社所定の手続をした後に行うことができることとします。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第 32 条（新法の適用・引用条文等の変更）

1. 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

2. この約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。

第 33 条（準拠法及び合意管轄）

1. この信託約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

2. この信託契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

〈当社が契約している指定紛争解決機関〉

名称: 一般社団法人信託協会

連絡先: 信託相談所

電話番号: 0120－817335 又は 03－6206－3988

用語集

き	金銭信託	お客さまからお預かりした資金を信託金として運用し、元本と収益を金銭でお返しする仕組みをいいます。
ご	合同運用指定金銭信託	お客さまからお預かりした信託金を信託約款に指定された範囲で合同運用する信託をいいます。
し	受益者	信託した財産が生み出した経済的利益を受ける権利を有する者をいいます。
し	信託	「他人を信頼してものごとを委託すること」をいいます。
し	信託銀行	金銭や土地などの財産の信託業務を扱うことができる銀行をいいます。
し	信託受益権	信託した財産が生み出した経済的利益を受ける権利をいいます。
た	単独運用指定金銭信託	信託財産の信託契約ごとに単独で運用する指定金銭信託をいいます。
ほ	本貸付	債務の返済原資が特定資産に限られた貸付金をいいます。
よ	予定配当率	予定配当率とは、運用開始前に発表される配当率の目安を示すものです。支払日において支払われる予定配当額の信託元本に対する割合（配当率）をいいます。予定配当率は保証されるものではありません。

損失の危険について

この信託は、以下のリスクにより信託財産に損失が生じることがあり、これによって、元本欠損が生じる可能性があります。

（1）この信託は、信託約款に基づき信託される信託金を、信託契約日、信託期間及び運用方法が同一の他の信託金と合同して運用します（以下合同して運用する信託財産を「合同運用財産」といいます。）。受託者は、合同運用財産を、主として指定単信託に対する貸付（責任財産限定特約付）（以下「本貸付」といいます。）により運用します。合同運用財産の主たる運用先である貸付先に債務不履行が発生し、本貸付の元利金が返済されない等の事象が発生した場合には、この信託の元本に損失が生じるおそれがあり、また、この信託の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。

（2）この信託の受益権は、指定単信託に対する本貸付を通じて、運用対象貸付債権（指定単信託の受託者が株式会社 SBI 新生銀行から譲り受ける株式会社エスコン向けの貸付債権をいいます。以下同じ。また、当該譲受けに係る契約を以下「運用対象貸付債権譲渡契約」といいます。）で運用を行う投資商品です。運用対象貸付債権は、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコン及び保証人 （もしいれば）の信用状況に左右され、これらの関係者の信用状況によっては、債務不履行（貸し倒れ）が発生し、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これによりこの信託の受益権の元本に損失が生ずるおそれがあり、また、この信託の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。なお、運用対象貸付債権の譲渡人である株式会社 SBI 新生銀行は、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンの信用状況を保証するものではありません。

（3）指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の回収業務は、第三者（当初は株式会社 SBI 新生銀行）に委託されます。当該委託先の倒産手続の開始等により、運用対象貸付債権の回収業務が一時的に停止すること又は代替の委託先の遂行状況が芳しくないことにより、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これによりこの信託の元本の交付及び収益金の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。また、当該委託先による運用対象貸付債権の回収後、指定単信託の受託者への当該回収金の引渡前に、当該委託先に倒産手続開始等の事情が生じた場合、当該回収金が倒産手続等に服するものとされ、指定単信託の受託者への引渡額に不足が生じることにより、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これによりこの信託の受益権の元本に損失が生じ、また、この信託の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。なお、運用対象貸付債権の回収業務の委託先である株式会社 SBI 新生銀行は、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンに対して運用対象貸付債権以外の貸付

債権等（以下本項において「SBI 新生銀行貸付債権等」といいます。）を保有し、又は第三者のために株式会社エスコンに対する運用対象貸付債権以外の貸付債権等（SBI 新生銀行貸付債権等と併せて以下本項において「他の貸付債権等」といいます。）の回収業務を行う場合があります。この場合、①株式会社 SBI 新生銀行は、この信託の受益者に対して誠実義務や善管注意義務等を負うものではなく、運用対象貸付債権を他の貸付債権等に優先して回収する義務を負うものではないため、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンによる返済が運用対象貸付債権及び他の貸付債権等の返済に不足する場合、株式会社 SBI 新生銀行による他の貸付債権等の保全・回収等の結果、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これによりこの信託の受益権の元本に損失が生じ、また、この信託の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。また、②回収業務の委託先である株式会社 SBI 新生銀行の他の貸付債権等に係る回収方針と、受託者の運用対象貸付債権に係る回収方針が異なる場合があることや、株式会社 SBI 新生銀行は、その知り得る株式会社エスコンに関する全ての情報を指定単信託の受託者に対して提供する義務を負わないことから、これらの債権の回収結果に違いが生じることがあります。

（4）指定単信託の受託者は、運用対象貸付債権の保有者として、運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンや保証人（もしいれば）に対する権利の行使等を行うとともに、運用対象貸付債権譲渡契約上の譲受人及び回収業務の委託者として、譲渡人兼回収業務委託先との協議、同意その他の運用対象貸付債権譲渡契約にもとづく行為を行いますが、かかる行為には指定単信託の委託者や受益者及び指定単信託へ貸付を行うこの信託の受託者の承諾を要しないため、かかる行為についてこの信託の受託者もこの信託の委託者や受益者に意向を確認することはなく、指定単信託において、この信託の委託者や受益者の意向と異なる行為が行われることがあります。

（5）指定単信託の受託者が指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコン、保証人（もしいれば）等からの請求（否認権又は詐害行為取消権の行使を含みます。）により、運用対象貸付債権の弁済として受領した金額を返還する義務を負う場合には、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これによりこの信託の受益権の元本に損失が生ずるおそれがあり、また、この信託の受益権について当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされないおそれがあります。この信託の受託者に本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされた後に指定単信託の受託者がかかる返還義務を負う場合には、この信託の受託者が本貸付に係る利息の支払や元本の返済として受領した金額の合計額を上限として、指定単信託の受託者に対して返還することが必要とされる可能性があり、この場合には、この信託の受益者も、同額を上限として、この信託の受託者に対して返還することが必要となります。

（6）この信託に支払中断事由が生じた場合には、当該支払中断事由の発生後、当該支払中断事由が解消するまでの期間、この信託の受益権の元本償還及び収益金の支払が行われません。そのため、この信託の受益権の元本償還及び収益金の支払が大幅に遅れる可能性があります。

（7）指定単信託について支払停止事由が発生した場合は、その翌日以降の本貸付に係る利息の支払や元本の返済が停止するとともに、この信託の受益権の元本償還及び収益金の支払が停止します。また、この信託について支払停止事由が発生した場合も、その翌日以降のこの信託の受益権の元本償還及び収益金の支払が停止します。さらに、それぞれの受託者が必要と認めた場合には、指定単信託とこの信託は強制的に信託終了となり、指定単信託において金銭以外の運用資産は換金処分され、各信託が清算されることがあります。この場合、指定単信託における金銭以外の運用資産の処分価格によっては、当初予定されていたとおりの本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされない可能性があり、その結果、この信託の受益権の元本に損失が生じ、また、当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされない可能性があります。

（8）指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の借入人である株式会社エスコンは、運用対象貸付債権の全部を期限前弁済することがあります。運用対象貸付債権の全部が期限前弁済された場合、指定単信託の受託者は、期限前弁済された金銭（元本及び期限前弁済日までの利息）について他の貸付債権への再運用は行わず、当該金銭により本貸付の全部を期限前弁済することになります。本貸付の全部が期限前弁済された場合、この信託の受益権の元本償還及び収益金の支払は停止し、この信託の受託者が必要と認めた場合には、この信託は強制的に信託終了となります。この場合、当初予定されていたこの信託の信託終了日が早まる結果、当初予定されていた金額での収益金の交付がなされないおそれがあります。

（9）指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権は、流通市場が確立していないため、運用対象貸付債権を換金処分しようとしても、購入希望者が現れない、又は購入希望者に有利な価格での売却を強いられる可能性があります。これらの事情から、指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の処分可能性及び処分価格は保証されておらず、当初予定されていたとおりの本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされない可能性があり、その結果、この信託の受益権に損失が生じる可能性があります。また、指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の処分は、原則として、(i)指定単信託の強制終了、(ii)指定単信託の委託者等が申込時に行った反社会的勢力、マネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して、虚偽の申告をしたこと若しくは違反したことが判明した場合の解約、指定単信託の委託者等が指定単信託をマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するか、そのおそれがあると合理的に認められる場合の解約、又は(iii)信託法第１６３条第１号から第８号に定める事由の発生を理由とする、指定単信託の解約の場合における指定単信託の受託者による解約に伴う換価処分の場合に限られています。

（10）この信託においては、合同運用財産の収益から、収益金の支払に優先して、信託費用が支払われることになります。したがって、その金額によっては、この信託の受益権において、当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされない可能性があります。

（11）指定単信託及びこの信託は、信託財産を普通預金又は決済用預金（無利息普通預金）にて運用することがあります。これらの運用先の信用状況等に問題が生じた場合には、この信託の受益権の元本に損失が生じ、また、当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされない可能性があります。

（12）この信託の受益者は、原則としてこの信託の中途解約ができません。また、この信託の受益権は、譲渡・質入れを行うことができません（但し、受益者が死亡した場合、当該受益者の相続人は、信託約款の規定に従い、当該受益者の受益権を承継することができます。）。したがって、この信託の受益権の処分可能性及び処分価格は保証されておらず、この信託の受益者に損失が生じる可能性があります。

（13）市場金利の変動により、指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の価値が下落する、又は収益が減少する場合、本貸付の価値の下落や収益の減少により、この信託においても当初予定されていた収益金の支払や元本償還がなされない可能性があります。

（14）市場金利の変動により、この信託の受益権の価値が低下する可能性があります。

（15）指定単信託の運用対象である運用対象貸付債権の譲受け手続きの遅延等により、予定した時期に指定単信託における運用対象貸付債権による運用を行うことができず、運用収益が減少し、当初予定されていた本貸付に係る利息の支払や元本の返済がなされず、これにより、この信託においても、当初予定されていた収益金の支払がなされない可能性があります。

（16）解約によりこの信託が終了する場合及び受益者の死亡によりこの信託が終了する場合等における、収益金や元本償還金の支払は、指定単信託に積み立てられる中途解約準備金を実質的な原資として行われます。そのため、残存する中途解約準備金が不足する場合には、かかる支払は行われません。なお、この場合であっても、この信託の他の受益者による中途解約請求に係る収益金や元本償還金が中途解約準備金の範囲内である場合は、当該他の受益者の中途解約請求に応じることがあります。また、中途解約準備金の範囲内であっても、受託者がやむを得ない事情があると判断する場合には、中途解約請求に応じないことがあります。

（17）指定単信託は、組成の目的のために特別に設立された会社（特別目的会社＝SPC）を委託者兼受益者として、受託者たる SBI 新生信託銀行との間で締結されております。当該会社では指定単信託組成以外の事業を行わないことにより倒産が起こらないようにする手当てや、指定単信託契約上委託者兼受益者が負担する債務の内容を限定し双方未履行双務契約との認定を受けにくくすることで倒産が起きた場合にも指定単信託契約が解除されないようにするなどの手当てがされていますが、万一当該会社が倒産し、指定単信託契約が双方未履行双務契約にあたるとして管財人による解除が認めら

れた場合には、当初予定されていたとおりの収益金の支払がなされない、又は元本に損失が生じる可能性があります。

（18）①受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失した場合その他の信託約款に定める特別解約事由に該当する場合における受益者からの申込による中途解約、②募集要項において定める購入申込条件を充足しなくなった場合その他の信託約款に定める事由に該当する場合における受託者による中途解約、又は③信託約款の変更について受益者が異議を述べた場合における当該受益者による受益権の買取請求に基づく中途解約により、この信託が終了するときは、予定配当率ではなく中途解約予定配当率により予定配当額が計算されます。そのため、かかる中途解約が行われた場合における収益金の額は、同時点において中途解約が行われなかったと仮定した場合における理論上の収益金の額を下回る可能性があります。

以上

（大要別紙 1）単独運用指定金銭信託契約

単独運用指定金銭信託契約

（ファンドコード：●）

合同会社パワートラスト Neo（以下「委託者」といいます。）及び SBI 新生信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）は、以下の条項に従い、単独運用指定金銭信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託を「本信託」といいます。）を●年●月●日（以下「本信託契約締結日」といいます。）付で締結します。

第 1 条（信託の目的、信託設定）

1. 委託者は、金●万円（以下「当初信託金」といいます。）を、受益者のために本信託契約の規定に従い資産の運用及び管理を図る目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。なお、当初信託金は第 5 条第 7 項に定める種銭勘定に記帳します。
2. 委託者は、●年●月●日（以下「信託設定日」といいます。）に、受託者に振込送金する方法により、当初信託金を受託者に信託します。
3. 委託者は、受託者に通知をし、受託者の承諾を得て、本信託に金銭の追加信託を行うことができます。

第 2 条（信託期間）

信託期間は、本信託契約締結日から、信託終了日（第 14 条に定める意味を有します。）までとします。

第 3 条（受益権）

1. 本信託の当初の受益者は委託者とします。
2. 本信託に係る受益権（以下「本受益権」といいます。）は、1 口のみとします。なお、第 1 条第 3 項に基づき金銭を追加信託した場合において、本受益権の口数は増加しないものとします。
3. 本受益権は、分割しないものとします。
4. 受託者は、受益者から請求があった場合は、受益権証書を作成し、受益者に交付します。但し、当初の受益者への受益権証書の発行は省略します。
5. 本受益権について、信託法第 185 条第 1 項に規定する受益証券は発行しないものとします。

第 4 条（本受益権の譲渡・質入）

受益者は本受益権を譲渡し、担保に供し、その他の処分をすることができません。

第 5 条（運用方針）

1. 受託者は、安定した収益を確保することと本信託の信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的に、信託財産を、主として、株式会社 SBI 新生銀行から株式会社エスコン（以下「借入人」といいます。）に対する別紙 1 の様式による当座勘定貸越約定書（以下「本約定書」といいます。）に基づく各当座貸越取引に係る元本返還請求権及びこれに係る利息請求権、遅延損害金請求権その他の当該当座貸越取引に係る株式会社 SBI 新生銀行の借入人に対する一切の債権（以下「運用対象貸付債権」といいます。）を譲り受ける方法により運用します。但し、取得時において、借入人が短期発行体格付として特定格付（次項に定義します。）を取得していることを条件とします。

   なお、信託財産を借入人（借入人が合併した場合には存続会社を含み、会社分割により当該債務が移転した場合には承継会社を含む。）に対する複数の運用対象貸付債権により運用する場合には、当該各運用対象貸付債権に係る元本返還請求権を取得した順序に従い、初回に取得したものをシリーズ 1 運用対象貸付債権とし、シリーズ 1 運用対象貸付債権の直後に取得したものをシリーズ 2 運用対象貸付債権とし、その後もこれに倣って管理するものとします。

2. 前項において、「特定格付」とは次に定める信用格付業者（当該業者の事業を譲り受け、又は承継した者を含みます。）が付した次に定める信用格付及びこれらと同等と受託者が認めた信用格付をいいます。

   株式会社日本格付研究所

   AAA、AA+、AA、AA－、A+、A、J-1+、J-1

3. （意図的に削除）

4. 受託者は、運用対象貸付債権の他、株式会社 SBI 新生銀行に開設された以下の預金口座（以下「信託口座」といいます。）における預金で信託財産の運用をすることができます。

   株式会社 SBI 新生銀行　本店

   口座種別　　決済用普通

   口座番号　　●

   口座名義　SBI 新生信託銀行株式会社●口

   ただし、上記金融機関が適格金融機関（日本格付研究所又は株式会社格付投資情報センターによる格付けで、「a-1」、「J-1」又は「A-」（格付表示形式が変更された場合には、それらの格付水準を承継する新たな格付け）のいずれか以上の格付けを取得している金融機関をいいます。）でなくなった場合には、受託者は、かかる事情が生じた日から 30 日以内に別の適格金融機関に新たな信託口座を開設するものとします。

5. （意図的に削除）

6. （意図的に削除）

7. 受託者は、本信託の設定と同時に、信託口座内に、次の各号に掲げる勘定（以下、各勘定を総称して「信託勘定」といいます。）を設けるものとします。

   ①　種銭勘定

② 収益回収金勘定

③ 元本回収金勘定

④ リザーブ勘定

第 6 条（借入）

1. 受託者は、実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）（ファンドコード：●）に係る信託の受託者たる SBI 新生信託銀行株式会社を貸付人とする別紙 2 の様式による貸付契約（当該貸付契約に基づく本信託の受託者の債務に係る責任財産の範囲を信託財産に限定するものに限られます。）を締結し、信託財産の負担において、借入（以下「合同運用信託借入」といいます。）を行います。合同運用信託借入の借入金は、信託財産に属し、前条と同一の方法により運用します。

   なお、合同運用信託借入を複数回実行する場合には、当該各合同運用信託借入を実行した順序に従い、初回に実行したものを「シリーズ 1 合同運用信託借入」とし、シリーズ 1 合同運用信託借入の直後に実行したものを「シリーズ 2 合同運用信託借入」とし、その後もこれに倣って管理するものとします。また、合同運用信託借入の借入金は、第 7 条第 1 項の規定に従いリザーブ勘定において留保する中途解約準備金相当額を除いて、第 5 条第 7 項に定める元本回収金勘定に記帳します。

2. （意図的に削除）

3. 受託者は、第 1 項に定める場合を除き、信託財産の負担において借入を行えないものします。

4. 受託者は、各合同運用信託借入に係る貸付契約の規定に従い、当該合同運用信託借入の元本及び利息を、その満期日において、信託財産内の金銭（リザーブ勘定内の金銭を含みます。）から、第 15 条の 2 に定める順序に従い支払います。

5. 受託者は、各合同運用信託借入に係る貸付契約において、信託財産について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意をしなければなりません。なお、本信託において、約定劣後的破産債権の順位は本受益権に係る受益債権に優先するものとします。

第 7 条（中途解約準備金）

1. 受託者は、合同運用信託借入による借入金のうち、当該合同運用信託借入に係る貸付契約に定める借入申込書の中途解約準備金額欄に記載された金額を、中途解約準備金としてリザーブ勘定において留保します。なお、合同運用信託借入を複数回実行する場合には、シリーズ 1 合同運用信託借入に対応する中途解約準備金を留保するリザーブ勘定を「シリーズ 1 リザーブ勘定」とし、シリーズ 2 合同運用信託借入に対応する中途解約準備金を留保するリザーブ勘定を「シリーズ 2 リザーブ勘定」とし、その後もこれに倣って管理するものとします。

2. （意図的に削除）

3. 受託者は、リザーブ勘定内の金銭を、預金で運用することができます。

第 8 条（受託者等との取引）

本信託契約に別途定めのある場合のほか、受託者は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引（取引の委託を含みます。）を、受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を含みます。）、受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める「利害関係人」をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 22 条第 2 項により読み替えられる場合を含みます。以下同じです。）、第 11 条に定める委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との間で行うことがあります。なお、株式会社 SBI 新生銀行は受託者の利害関係人です。

① 第 5 条各項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 3 項に掲げる財産の運用取引（有価証券等の売買取引等を含みます。）

② 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引

第 9 条（競合行為）

1. 受託者は、受託者が本信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことのできる取引その他の行為（以下「競合行為」といいます。）について、受託者の銀行勘定又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
2. 受託者は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、受託者は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第 10 条（信託の登記及び登録の留保）

1. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。但し、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
2. 前項但書にかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
3. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。但し、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
4. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 11 条（信託業務の委託）

1-1.　受託者は、信託財産に属する運用対象貸付債権について、次に掲げる業務（但し、法令上認められる範囲に限るものとし、借入人による各運用対象貸付債権に係る支払債務の不履行があった場合の債務履行催促及び催告を含まないものとします。）（以下「本委任業務」といいます。）を、別紙 3 の様式による債権譲渡基本契約に基づき受託者の利害関係人である株式会社 SBI 新生銀行に委託します。当該業務委託の終了については、当該債権譲渡基本契約の定めに従うものとします。

①　管理回収事務

(a)　各運用対象貸付債権の管理事務（借入人の問合せ対応を含む。）

(b)　借入人への請求事務及び借入人からの回収金の受領事務

(c)　受託者の権利を保全するために必要な管理及び回収に関する一切の事務

②　報告事務

各運用対象貸付債権の回収状況に関する報告事務

③　代理事務

各運用対象貸付債権に関して、受託者の債権者としての意思表示等（指図、承諾を含む。）のうち、当該運用対象貸付債権に係る受託者と株式会社 SBI 新生銀行との間の債権譲渡契約に違反しないものについて、受託者の代理人又は事務代行者として意思表示等を行う事務

④　書類保管事務

各運用対象貸付債権及び本委任業務に関する書類の保管を行う事務

⑤　その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

1-2　前項の規定にかかわらず、受託者は、信託財産に属する債権について、訴訟、調停、和解、その他弁護士法第 72 条に規定する法律事件に関する法律事務の必要があるときは、債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第 2 条第 3 項に定める債権回収会社をいいます。以下同じです。）又は弁護士（受託者の利害関係人を含みます。）を選任のうえ、当該事務の遂行を委託することができます。

1-3.　前 2 項に定める場合のほか、受託者は、以下の各号に掲げる業務の全部又は一部について、当該各号に掲げる者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。

①　信託財産に属する有価証券の処分及びこれに付随する業務

金融機関、金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者及びこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者

②　信託財産に属する有価証券の運用にかかわる業務

金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者及び外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者

③　金銭債権の回収にかかわる業務

債権回収会社又は回収にかかわる業務（但し、法令上認められる範囲に限るものとします。）を遂行する能力を有する金融機関を含む事業法人

2. 受託者は、第 1-2 項及び第 1-3 項に定める委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。

① 委託する信託業務の類型に応じ、委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。

② 委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていること。例えば、信用力、法令遵守体制及び分別管理体制等の資産管理態勢の状況に問題ないこと。

③ 業務委託先が、受託者に対し管理状況、法令遵守状況、内部管理・監査、業務執行上の問題点に関する十分な情報を提供する態勢となっていること。

④ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を適格に遂行する能力がある者であること。

3. 受託者は、第 1-2 項及び第 1-3 項に定める委託先の選定にあたり、委託を実施する部署において委託先が前項に定める基準に適合する者であるかを確認し、受託者の社内規則に従い決裁権者が決定します。

4. 第 1-1 項から第 3 項の規定にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

① 信託財産の保存に係る業務

② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

③ 受託者（受託者からの指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

④ 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

5. 第 1-1 項乃至第 1-3 項及び前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 23 条第 3 項に定める場合に該当するときに行うものとします。

第 12 条（元本補填、利益補足）

受託者は、運用対象資産の市場価格（金利等）の変動、運用先の信用状況悪化等により損失が生じた場合においても、元本の補填及び利益の補足は行いません。

第 13 条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

第 14 条（計算日）

この信託は、毎年 9 月 30 日（同日が休業日の場合は前営業日とします。）及び信託が終了した日（同日が休業日の場合は翌営業日とします。以下「信託終了日」といいます。）において、受益者の収益金の額の計算を行います。なお、かかる計算を行う日を「計算日」といい、各計算日につき、直前の計算日（同日を含む。）の翌日から当該計算日（同日を含む。）までの期間を「計算期間」といい、初回の計算期間は本信託契約締結日を始期とします。

第 15 条（収益金の分配等）

信託財産について生じた収益は、信託財産に留保し、分配を行わないものとします。

第 15 条の 2（合同運用信託借入の満期日における弁済）

1. 受託者は、本条の定めに従い、各信託勘定内の金銭から合同運用信託借入の返済を行います。
2. 受託者は、各合同運用信託借入の満期日において、次の各号に掲げる金銭を当該各号に掲げる信託勘定に振替えます。
   ① 信託財産に属する金銭の運用益に相当する金銭　収益回収金勘定
   ② 信託財産に属する運用対象貸付債権に係る回収金のうち、利息又は遅延損害金等に相当する金銭　収益回収金勘定
   ③ 信託財産に属する運用対象貸付債権に係る回収金のうち、前号に掲げる金銭以外の金銭　元本回収金勘定
   ④ 当該合同運用信託借入に対応する中途解約準備金を留保するリザーブ勘定内の金銭　元本回収金勘定
3. 受託者は、前項の規定に基づく振替後、当該合同運用信託借入の満期日に、収益回収金勘定内の金銭から、次の各号に定める優先順位に従って、いずれの場合も先順位の支払が全額につきなされた場合に、残存する収益回収金勘定内の金銭の範囲で、当該各号に定める支払を行うものとします。なお、第 5 号の支払後に残存した収益回収金勘定内の金銭は、収益回収金勘定内に留保するものとします。収益回収金勘定内の金銭が、当該満期日における同順位の複数の支払項目の支払金額の総額に不足する場合には、収益回収金勘定内の金銭を、当該同順位の支払項目の個別の支払金額に応じて按分計算して（但し、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。）、支払うものとします。
   ① 公租公課（もしあれば）の支払
   ② 当該満期日に係る信託報酬の支払
   ③ 当該満期日に係る信託費用（もしあれば）の支払
   ④ 当該合同運用信託借入に係る遅延損害金（もしあれば）の支払
   ⑤ 当該合同運用信託借入に係る利息の支払
4. 受託者は、第 2 項の規定に基づく振替後、当該合同運用信託借入の満期日に、元本回収金勘定内の金銭により、残存する元本回収金勘定内の金銭の範囲で、当該合同運用信託

借入に係る元本の支払を行うものとします。元本回収金勘定内の金銭が、当該満期日に係る複数の債務の総額に不足する場合には、元本回収金勘定内の金銭を、各債務の金額に応じて按分計算して（但し、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。）、支払うものとします。

第 15 条の 3（合同運用信託借入の期限前弁済）

1. 受託者は、いずれかの合同運用信託借入の満期日が到来する前に、当該合同運用信託借入の貸付人である実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）（ファンドコード：●）に係る信託の受託者たる SBI 新生信託銀行株式会社から請求があった場合には、当該合同運用信託借入に係る貸付契約の規定に従い、当該合同運用信託借入に対応する中途解約準備金を留保するリザーブ勘定内の金銭から、当該合同運用信託借入のうち、実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）（ファンドコード：●）に係る信託約款第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事由により当該信託が終了する場合における信託財産の交付として当該信託約款第 19 条に基づき計算される額として当該貸付人が請求する額を弁済するものとします（以下、合同運用信託借入の満期日が到来する前に行う当該合同運用信託借入の弁済を「期限前弁済」といいます。）。但し、当該合同運用信託借入の貸付人である実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）（ファンドコード：●）に係る信託の受託者たる SBI 新生信託銀行株式会社からの当該合同運用信託借入に係る期限前弁済の請求の累計額が、当該リザーブ勘定内の金銭の額を超える場合には、受託者は、本項に定める当該合同運用信託借入に係る期限前弁済を行わないものとします。
2. 前項に規定する場合のほか、受託者は、信託財産を複数の運用対象貸付債権により運用する場合において、当該複数の運用対象貸付債権の全部又は一部について、借入人から本約定書に定める返済予定日が到来する前に支払があった場合、又は借入人に債務不履行が発生し若しくは本約定書に定める期限の利益の喪失事由が発生した場合には、合同運用信託借入に係る貸付契約の規定に従い、当該合同運用信託借入の全部又は一部について、期限前弁済を行うことができるものとします。この場合における期限前弁済は、第 15 条の 2 の規定に準じて行うものとします。収益回収金勘定内の金銭又は元本回収金勘定内の金銭が、当該期限前弁済の対象となる複数の債務の総額に不足する場合には、収益回収金勘定内の金銭又は元本回収金勘定内の金銭を、各債務の金額に応じて按分計算して（但し、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。）、支払うものとします。

第 16 条（信託報酬）

1. 受託者は、各合同運用信託借入の満期日において、以下に掲げる計算式によって計算される信託報酬（なお、以下の計算には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」と総称します。）相当額を含むものとします。）を、第 15 条の 2 の規定に従い、信託財産より収受します。

   当該合同運用信託借入の元本額 × 信託報酬率 × 当該合同運用信託借入の実行日の翌日（同日を含む。）から当該満期日（同日を含む。）までの実日数 ÷ 365（円未満切捨て）

2. 前項の規定にかかわらず、受託者は、第 15 条の 3 第 2 項の規定に基づき複数の合同運用信託借入の全部又は一部について期限前弁済を行う場合には、当該期限前弁済を行う日において、以下に掲げる計算式によって計算される信託報酬（なお、以下の計算には消費税等相当額を含むものとします。）を、第 15 条の 2 の規定に準じて、信託財産より収受します。

当該期限前弁済に係る合同運用信託借入の元本額×信託報酬率×当該合同運用信託借入の実行日の翌日（同日を含む。）から当該期限前弁済を行う日（同日を含む。）までの実日数÷365（円未満切捨て）

3. 前 2 項の規定にかかわらず、受託者は、第 20 条第 3 号の規定に基づき各合同運用信託借入に係る債務の支払を行う場合には、当該支払を行う日において、以下に掲げる計算式によって計算される信託報酬（なお、以下の計算には消費税相当額を含むものとします。）を、信託財産より収受します。

当該支払を行う日における当該合同運用信託借入の元本額×信託報酬率×当該合同運用信託借入の実行日の翌日（同日を含む。）から当該支払を行う日（同日を含む。）までの実日数÷365（円未満切捨て）

4. 第 1 項及び第 2 項に適用される信託報酬率は、第 15 条の 2 第 3 項に定める支払前における収益回収金勘定内の金銭の額と、同項各号に掲げる各支払の合計額（消費税等相当額を含みます。）とが同額となるよう決定されます。但し、信託報酬率は、合同運用信託借入の元本額に対して年率 0.01 パーセント以上 0.9 パーセント以下とします。上限を超過する場合、超過した金額は、慈善目的の寄付として日本赤十字社その他の受託者が適切と考える先へ、交付にかかる費用を当該超過した金額の範囲で差し引いたうえで交付します。

5. 第 3 項に適用される信託報酬率は、第 20 条第 3 号(a)から(d)に定める支払前における各合同運用信託借入に割り当てられた金銭の額と、各合同運用信託借入に係る同号(a)から(d)に掲げる各支払の合計額（消費税等相当額を含みます。）とが同額となるよう決定されます。但し、信託報酬率は、各合同運用信託借入の元本額に対して年率 0.01 パーセント以上 0.9 パーセント以下とします。

第 17 条（信託の終了事由）

1. この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。なお、以下の各号に定める場合を除き、委託者及び受益者は本信託を終了させられないものとします。

① 第 18 条に定める受託者と受益者の合意による終了

② 第 20 条に定める受託者による強制終了

③ 第 21 条第 3 項又は第 21 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に定める受託者による解約による終了

2. この信託が終了したときは、受託者は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるものとします。この場合は、最終計算日前に既に受益者宛てに報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、受託者が受益者に対し承認を求めた日から 1 ヶ月以内に受

益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第 18 条（信託契約の解約）

1. 受託者及び受益者は、合意により本信託を解約することができます。
2. 前項の場合、受託者は、信託財産に係る未払いの費用（もしあれば）を支払い、信託財産内の金銭をもって本受益権の元本相当額を受益者に支払い、なお残額がある場合は信託報酬として収受します。

第 19 条（支払停止）

第 18 条にかかわらず、次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」といいます。）が生じた場合、受託者は本信託に係る支払いを停止すること（以下「支払停止」といいます。）があります。なお、支払停止事由が速やかに解消し、受託者が次条に定める強制終了をする必要がないと認めた場合には、支払停止を解除することがあります。

① 信託財産の総額が 10 億円を下回り、その運用に支障をきたす状況となったとき、又は、その状況となることが明らかであると受託者が認めたとき。

② 合同運用信託借入に債務不履行が発生したとき、又は、発生するおそれがあると受託者が合理的に認めたとき。

③ 信託財産を複数の運用対象貸付債権により運用する場合において、当該複数の運用対象貸付債権の全部又は一部について、借入人に債務不履行が発生し又は本約定書に定める期限の利益の喪失事由が発生したとき、又は、本約定書が終了した場合において、残存する運用対象貸付債権の全部について支払があったとき。

④ その他受託者が必要があると認めたとき。

第 20 条（強制終了）

受託者は前条に定める支払停止を行った場合において必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い、本信託を解約します（以下「強制終了」といいます。）。

① 受託者は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を受益者に書面をもって通知します。

② 受託者は、強制終了を決定したときは、信託財産に属する資産について換金処分をします。なお、取引所の相場がない資産の売却にあたっては、受託者は複数の購入希望者による価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分します。

③ 受託者は、信託財産内の金銭（リザーブ勘定内の金銭及び前号の換金処分により得られた金銭を含みます。以下本号において同じです。）から、公租公課（もしあれば）及び信託費用（もしあれば）の支払を行ったうえで、その残額につき、支払を行う

日における各合同運用信託借入の債務額に応じて按分を行い、以下に定める優先順位に従って、いずれの場合も先順位の支払が全額につきなされた場合に、残存する信託財産内の金銭の範囲内で、以下に定める支払を行います。但し、当該支払を行う日における各合同運用信託借入に係るリザーブ勘定内の金銭については、対応する当該合同運用信託借入の元本返済に充当するものとします。信託財産内の金銭が同一順位での支払総額に不足する場合は、当該同一順位に係る支払額で按分し支払います。

(a) 各合同運用信託借入に係る信託報酬の支払

(b) 各合同運用信託借入に係る遅延損害金(もしあれば)の支払

(c) 各合同運用信託借入に係る利息の支払

(d) 各合同運用信託借入に係る元本の支払

④ 受託者は、前号による支払の完了後、又は、全ての信託財産の処分の終了後の特定日を臨時計算日として定め、信託終了日の翌日から臨時計算日までの期間(以下「臨時計算期間」といいます。)の信託の計算を行い、受託者が別途通知する償還日に、信託財産に属する金銭をもって本受益権の元本相当額に満つるまでの金額を受益者に支払い、なお残額がある場合は信託報酬として収受します。

⑤ 前各号の定めに従った処理の完了をもって本信託は終了します。

第 21 条(反社会的勢力の排除)

1. 委託者及び受益者は、それぞれ自らが、本信託契約締結日において、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

① 暴力団

② 暴力団員

③ 暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

④ 暴力団準構成員

⑤ 暴力団関係企業

⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑦ その他前記①乃至⑥に準ずる者(以下①乃至⑦を総称して「暴力団員等」といいます。)

⑧ 次のいずれかに該当する者

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(c) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を有

する者

(e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 委託者及び受益者は、自ら又は第三者を利用して以下のいずれに該当する行為も行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、受託者の信用を毀損し、又は受託者の業務を妨害する行為

⑤ その他前記①乃至④に準ずる行為

3. 委託者又は受益者が、第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは、前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は、第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、受託者は、受益者に対して通知することにより、本信託の全部を解約することができるものとします。この場合、受託者は第 18 条第 2 項に従い、信託財産を処理するものとします。

4. 前項の規定の適用により、委託者又は受益者に損害が生じた場合にも、受託者に何らの請求を行いません。また、受託者に損害が生じたときは、委託者及び受益者がその責任を負います。

第 21 条の 2(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

1. 受託者は、委託者又は受益者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者又は受益者が正当な理由なく指定した期限までに回答しない場合には、受託者は本信託契約に基づく取引の一部又は全部を制限・解除することができます。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者又は受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者又は受益者の説明内容及びその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、受託者は本信託契約に基づく取引の一部又は全部を制限・解除することができます。

3. 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者又は受益者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。

第 22 条(受益者への報告事項等)

1. 受託者は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付するものとします。

① 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業

法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書（信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします。）

② 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 3 項に従い信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、第 11 条に定める委託先及びその利害関係人、又は他の信託財産との取引の状況を記載した書面

2. 受託者は、前項第 1 号の書面の交付により、信託法第 37 条第 3 項の報告に代えるものとします。

3. 受託者は、信託法第 31 条第 3 項の通知に代えて第 1 項第 2 号の書面を交付するものとし、信託法第 31 条第 3 項の通知は行わないものとします。

4. 受益者は、信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

5. 受託者は、本信託契約に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。但し、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第 23 条（善管注意義務）

1. 受託者は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。

2. 受託者が本信託契約や法令に基づく任務を怠り、信託財産に損失が生じた場合には、信託財産に対し金銭による補填を行うものとします。

3. 受託者が本信託契約や法令に基づく任務を怠り、信託財産に変更が生じ、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、本信託契約の信託目的に則し受託者が合理的と考える方法により原状回復を行うものとします。但し、原状回復が適当でないと受託者が認める場合には、この限りではありません。

第 24 条（受託者の変更等）

1. 受益者は、信託法第 58 条第 4 項によって行う場合を除き、受託者を解任できないものとします。

2. 委託者は、本信託契約に定めるものを除き、本信託に関して何ら権利を有しないものとします。

3. 本信託契約に定めのある委託者の地位及び権利は、委託者に専属し相続されません。

第 25 条（本信託契約の変更）

受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、又は、やむを得ない事情が発生した

ときは、委託者及び受益者の承諾を得て、本信託契約を変更できるものとします。

第 26 条（公告）

受託者が本信託に関して公告を行う場合は、適用法令に従う場合のほか、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第 27 条（損失の危険）

委託者は、本信託契約に際し、別紙 4 の内容につき、受託者から説明を受け、その内容を理解したことを確認します。

第 28 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本信託契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
2. 本信託契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（責任財産の限定）

1. 本信託契約に基づく受託者の委託者及び受益者に対する債務は、信託財産のみを責任財産として、その限度においてのみ負担されるものとし、受託者の固有財産及び他の信託財産には責任は及ばないものとします。但し、受託者の義務違反に基づく責任についてはこの限りでないものとします。
2. 第 1 項但書の場合を除き、委託者及び受益者は、信託財産以外の受託者のいかなる資産についても、本信託契約に基づく債権の実現のために強制執行を行わず、かつ、強制執行を申し立てる権利を放棄するものとします。
3. 第 1 項但書の場合を除き、信託財産が不足する場合、当該不足額につき委託者及び受益者は、受託者に対する権利を放棄するものとし、かかる権利は当然に消滅して受託者は義務を免れるものとします。

第 30 条（倒産申立権の放棄等）

1. 委託者、受益者及び受託者は、適用法令に反しない限りにおいて、本信託に係る借入債務の全額が返済されてから 1 年と 1 日が経過するまでの間、本信託契約に基づく破産手続その他の適用ある倒産手続の開始の申立てをし、また、第三者による申立てに参加若しくは同意しません。
2. 委託者は、当初の受益者として、信託法第 165 条第 1 項に基づく信託終了命令の申立てを行いません。

第 31 条（委託者の特定投資家としての取扱い）

1. 委託者は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 が準用する金融商品取引法（以下「準用金商法」といいます。）第 34 条の 3 第 1 項の規定に従い、委託者が本信託契約締結前に受託者に対して、本信託契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出を行い、受託者が、あらかじめ同条第 2 項各号所定の事項を記載した書面により委託者の同意を得たうえで、委託者を特定投資家として取り扱う旨の申し出を承諾したことを確認します。
2. 委託者は、第 1 項により、委託者は本信託契約に関して特定投資家として取り扱われるため、準用金商法第 45 条第 1 号及び第 2 号の規定に従い、準用金商法の規定の一部が適用されないこと（契約締結前交付書面の交付が不要となることを含みますがこれに限られません。）を確認します。
3. 委託者は、第 1 項により、委託者が金融サービスの提供に関する法律第 4 条第 7 項に定める特定顧客に該当することから、本信託契約の締結前の同条第 1 項に定める重要事項の説明は不要であることを確認します。また、委託者は、本信託契約の締結に先立ち受託者から兼営法第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 25 条に規定される事項（別紙 4 記載の損失の危険に関する事項を含む。）につき十分理解し、自らの自主的な判断に基づいて本信託契約を締結したことを確認します。

以 上

〈当社が契約している指定紛争解決機関〉
名称： 一般社団法人信託協会
連絡先： 信託相談所
電話番号： 0120－817335 又は 03－6206－3988

本信託契約はこれを 2 通作成し、委託者及び受託者が各 1 通を保有するものとします。

本信託契約は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項により準用する信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）第 26 条第 1 項に規定する書面を兼ねます。

●年●月●日

委託者:

●

受託者:

●

損失の危険

本信託契約においては、以下の事由を原因として信託元本が毀損し、委託者、受益者が損失を被る可能性があります。

1. 委託者としての損失の危険

委託者固有のリスク（出捐する可能性を含みます。）としては以下の事項がありますが、以下の事項に限定されるものではありません。

(1) 表明保証違反等に基づく損失

委託者は、本信託契約に定める委託者の義務に違反し、又は委託者がした表明又は保証に重大な点において誤りがあり若しくは正確でない点があったとき、これらの事由に基づき受託者、信託財産又は受益者が被った損害を賠償する責任を負担することにより、損失を被る危険があります。

2. 受益者としての損失の危険

委託者は受益者として以下のリスクを負担しますが、以下の事項に限定されるものではありません。

(1) 信託財産の運用に関する損失

信託財産は第 5 条の運用方針に基づき受託者が運用を行いますが、運用対象先の信用状況が悪化若しくは運用先金融機関の信用状況が悪化若しくは倒産手続が開始することにより、受益権の元本交付に悪影響が生じ、損失を被る危険があります。

(2) 関係当事者に関する損失

① 受託者の倒産に関する損失

仮に受託者に係る倒産手続が開始された場合において、倒産裁判所又は倒産管財人等により、信託財産が分別管理されていない等の理由から、信託財産が倒産手続に服する受託者の固有財産に属するものと判断されたときには、受益者が損失を被る危険性があります。

② 受託者の免責

受託者が善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限りにおいて、原因の如何にかかわらず、委託者及び受益者が、受託者に対して損害賠償又は損失補填を請求することはできません。

③ 信託財産の破産手続に関する損失

仮に信託財産について破産手続開始の申立てがなされ破産手続が開始された場合、破産手続開始のときにおいて信託財産に属する一切の財産は破産財団となり、信託財産は原則として破産手続に従って換価・処分され、配当されることとなる結果、受益権の信託元本の交付に悪影響が生じ、受益者が損失を被る危険があります。

④　責任財産の限定

本信託契約に基づく受益者の受託者に対する金銭債権は、信託財産のみを支払原資とし、その範囲内でのみ行われます。

⑤　業務委託先の能力

受託者は、一定の範囲で信託業務を第三者に委託することができます。信託業務を委託された第三者の能力が十分でない場合には、当該第三者によって信託業務が適切に遂行されず、信託財産に損失が生じるおそれがあります。

(3)　受益権に関する損失

①　受益権の価格変動に関する損失

運用対象貸付債権等の回収状況等の悪化、金利等の一般的市況の変動等により、受益権の価格が当初の評価額を下回る危険があります。

②　運用対象貸付債権等の換価処分に関する損失

本信託が終了し、信託財産に金銭以外の財産が残存する場合には、受託者は運用対象貸付債権等の換価処分を行います。換価処分時の市場環境によっては、購入希望者が現れず、又は購入希望者に有利な価格での売却を強いられる可能性があります。これらの事情から、信託財産に損失が生じ、受益者が損失を被る危険があります。

③　受益権の流動性に関する損失

本信託の受益権は譲渡ができません。

(4)　法令又は税制の変更に関する損失

新たな法令若しくは税制の制定、現行法令若しくは現行税制の改正又は解釈若しくは運用の変更等により、当初には予想できない費用等を信託財産が負担することや源泉所得税が課されることに伴い、受益者が損失を被る危険があります。

(5)　その他

本信託の受益権については、損失の補てんを約する特約が付されておらず、元本の保証はありません。また、本信託の受益権は、預金保険の対象ではありません。

以　上

（大要別紙２）責任財産限定特約付極度貸付契約書（合同運用信託貸付）

責任財産限定特約付極度貸付契約書（合同運用信託貸付）

合同会社パワートラストNeoを委託者とする●年●月●日付「単独運用指定金銭信託契約（ファンドコード：●）」（その後の変更を含み、以下「指定単信託契約」という。）の信託受託者たるSBI新生信託銀行株式会社（以下、「借入人」という。）は、実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）（ファンドコード：●）約款に基づく信託の信託受託者たるSBI新生信託銀行株式会社（以下、「貸付人」という。）との間で、指定単信託契約第6条に基づき本信託財産（以下に定義する。）の負担において金銭を借入れるにあたって、●年●月●日付で以下の通り合意する（以下、「本契約」という。）。

第１条（定義）

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

(1) 「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定義される意味を有する。

(2) 「貸付期間」とは、本契約締結日（同日を含む。）から貸付人の貸付義務が終了する時までの期間をいう。

(3) 「貸付極度額」とは、●億円をいう。

(4) 「貸付義務」とは、第2条第1項に規定される貸付人の義務をいう。

(5) 「貸付債権」とは、合同運用信託貸付に係る債権をいう。

(6) （意図的に削除）

(7) 「貸付人指定口座」とは、貸付人が指定した株式会社SBI新生銀行の本店の預金口座をいう。

(8) 「貸付不能期間」とは、借入人が、第9条第1項の通知を受領した日（同日を含む。）から、同条第2項の通知を受領する日（同日を含む。）までの期間をいう。

(9) 「貸付不能事由」とは、①天災・戦争・テロ攻撃の勃発、②電気・通信・各種決済システムの不通・障害、③東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由、④その他貸付人の責によらない事由のうち、これにより貸付人の全部又は一部による合同運用信託貸付の実行が不可能となったと貸付人が判断するものをいう。

(10) 「借入人義務違反等」とは、第23条第2項第(3)号に定める意味を有する。

(11) 「借入人口座」とは、借入人が指定した株式会社SBI新生銀行の本店の預金口座をいい、当初は以下の預金口座とする。

開設銀行：株式会社SBI新生銀行本店

口座種別：決済用普通

口座番号：●

口座名義：SBI新生信託銀行株式会社●口

(12)「借入申込書」とは、借入人が本契約に基づく合同運用信託貸付の借入を希望する場合に、第5条第1項に従って貸付人に提出する本契約別紙の書式による申込書をいう。

(13)「期限前弁済」とは、第13条第1項に定める意味を有する。

(14)「期限前弁済日」とは、期限前弁済が行われる日をいう。

(15)「経過利息」とは、期限前弁済（但し、第13条第1項に定める貸付人からの請求に基づく期限前弁済を除く。）をする合同運用信託貸付の元本金額に関し、期限前弁済日（同日を含む。）までに発生する利息をいう。

(16)「公租公課」とは、日本において課せられ得る所得税、法人税、その他の税金等、全ての公租又は公課をいう。

(17)「合同運用信託貸付」とは、各借入申込書に基づき実行される個別の貸付をいう。

(18)「合同運用信託貸付実行金」とは、合同運用信託貸付により貸付人が借入人に対して貸し付ける金員をいう。

(19)「合同運用信託貸付実行金額」とは、合同運用信託貸付実行金の金額（関連する借入申込書に係る合同運用信託貸付の金額）をいう。

(20)「合同運用信託貸付未払金」とは、合同運用信託貸付に係る元本、利息、遅延損害金（もしあれば。）その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員をいう。

(21)「実行希望日」とは、合同運用信託貸付の実行がなされることを希望する日として借入人が借入申込書に記載する貸付期間内における営業日をいう。

(22)「実行日」とは、合同運用信託貸付が実行された日をいう。

(23)「損害等」とは、損害、損失及び費用等（弁護士費用を含む。）をいう。

(24)「適用利率」とは、合同運用信託貸付ごとの利率として、借入人が借入申込書に記載し、貸付人が合理的に満足する利率をいう。

(25)「反社会的勢力」とは、第17条第1号①から⑫のいずれかに該当する者を意味する。

(26)「弁済期日」とは、合同運用信託貸付に係る元本及び利息については満期日又は期限前弁済日をいい、その他の金員については本契約に従って支払を行うべき日として定められる日をいう。

(27)「法令等」とは、本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、条例、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。

(28)（意図的に削除）

(29)「本信託財産」とは、指定単信託契約に基づく信託財産をいう。

(30)「満期日」とは、合同運用信託貸付に係る元本の弁済期日として、借入人が借入申込書に記載し、貸付人が合理的に満足する日をいう。

(31)「未使用貸付極度額」とは、貸付極度額から各合同運用信託貸付未払金の元本合計金額を控除した金額をいう。

(32)「履行遅滞債務」とは、第14条第1項に定義される意味を有する。

(33)「利息期間」とは、合同運用信託貸付に係る利息に関して、当該合同運用信託貸付に係る実行日から当該合同運用信託貸付に係る満期日までの期間をいう。
(34)（意図的に削除）

第 2 条（貸付人の権利義務）
1. 貸付人は、貸付期間中、第6条各号記載の前提条件の充足を条件に、本契約に従い、第5条に定める借入人による合同運用信託貸付の実行の申込に応じて、当該申込に係る実行希望日において、借入人に対し、合同運用信託貸付実行金額を貸し付ける。
2. 貸付人が貸付義務に違反して実行希望日に合同運用信託貸付を行わなかった場合、貸付人は、かかる貸付義務違反により借入人が被った全ての損害等を、借入人から請求があり次第、直ちに補償する。但し、かかる損害等の借入人に対する補償は、実行希望日に合同運用信託貸付が行われなかったために別途借入を行った場合に借入人が支払を要した、あるいは要するであろう利息その他の費用と、実行希望日に合同運用信託貸付が行われた場合に借入人が支払を要したであろう利息その他の費用の差額を上限とする。

第 3 条（資金使途）
借入人は、合同運用信託貸付により調達した金員を使用して、株式会社SBI新生銀行から運用対象貸付債権（指定単信託契約第5条に定める運用対象貸付債権をいう。以下同じ。）を譲り受けるものとする。但し、合同運用信託貸付実行金のうち当該合同運用信託貸付に係る借入申込書に記載された中途解約準備金の額に相当する額については、預金で運用する方法により他の本信託財産とは区分して積み立てるものとする。なお、貸付人は、借入人による本条の遵守を確認する義務を負わない。

第 4 条（本契約の発効）
本契約は、本契約締結日においてその効力を生じる。

第 5 条（借入の申込）
1. 借入人が、本契約に基づく合同運用信託貸付の実行を希望する場合は、実行希望日の2営業日前までに、借入申込書を電子メールの方法により貸付人に提出する方法により、貸付人に対し借入の申込の意思表示を行う。
2. 借入申込書の記載は、以下の要件を全て満たさなければならないものとし、かかる要件を一つでも満たさない借入申込書による借入の申込の意思表示は無効とする。
   (1) 合同運用信託貸付の金額
   借入申込書に記載される合同運用信託貸付の金額は、未使用貸付極度額の範囲内かつ株式会社SBI新生銀行から譲り受けようとする運用対象貸付債権の譲渡代金の額に当該借入申込書に記載される中途解約準備金の額を加えた額と同額でなければならない。

(2) 実行希望日

借入申込書に記載される実行希望日は、貸付期間中の営業日かつ前号の運用対象貸付債権の譲渡日と同日でなければならない。

(3) 満期日

借入申込書に記載される満期日は、第1号の運用対象貸付債権の返済予定日と同日でなければならない。

(4) 適用利率

借入申込書に記載される適用利率は、貸付人が合理的に満足するものでなければならない。

(5) 中途解約準備金の額

借入申込書に記載される中途解約準備金の額は、当該借入申込書に基づき実行される合同運用信託貸付に係る第13条第1項に定める貸付人からの請求に基づく期限前弁済の準備金として、貸付人を受託者とする実績配当型金銭信託(予定配当率固定型)(ファンドコード:●)に係る募集要項に記載された水準により計算される金額でなければならない。

3. 第1項に基づく借入の申込の意思表示は、貸付人が前項の規定に従った借入申込書を第1項の規定に従い受信したときに貸付人に対する関係で効力を生じるものとする。なお、借入人は、貸付人による借入申込書の受信後は、別途貸付人が承諾する場合を除き、第1項に基づく借入の申込を取り消し、又は変更することはできないものとする。

第 6 条(貸付実行の前提条件)

貸付人は、契約期間中、次の各号に定める条件が合同運用信託貸付実行時点において全て充足されることを条件に(但し、第8条第1項に基づく通知の有無を問わない。)合同運用信託貸付を実行する。

(1) 借入の申込が前条第1項及び第2項の要件を満たしており、かつ、同条第3項に従い効力を生じていること。

(2) 貸付人の貸付義務が本契約の規定(第9条、第10条及び第22条を含む。)により免除され又は終了していないこと。

(3) 第17条各号記載の事項がいずれも真実かつ正確であること。

(4) 借入人が本契約の各条項に違反しておらず、また、実行希望日以降においてかかる違反が生じるおそれのないこと。

(5) 第10条の規定に基づく協議が行われていないこと。

第 7 条(貸付の実行)

貸付人は、第5条に従って借入の申込を受け、第8条第1項に基づく通知を行わず、かつ、前条各号に定める条件が合同運用信託貸付実行時点において全て充足される場合、合同運用信託貸付実行金額を実行希望日に借入人口座に入金する。借入人口座へかかる入金がなされた時点をもって、貸付人についてかかる合同運用信託貸付の実行がなされたものとする。

第 8 条（貸付の不実行）

1. 第6条の前提条件の全部又は一部が充足されないことを理由に、合同運用信託貸付を実行しないことを貸付人が決定した場合、貸付人は、その旨を理由を付して借入人に通知することができる。但し、第6条の前提条件が全て充足されているにもかかわらず、合同運用信託貸付が実行されなかった場合には、貸付人は貸付義務違反による責任を免れることはできない。
2. 貸付人が合同運用信託貸付を実行しなかったことにより、貸付人に損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。但し、合同運用信託貸付を実行しないことが貸付人の貸付義務違反にあたる場合には、この限りではない。

第 9 条（貸付人の免責）

1. 貸付人について貸付不能事由が発生した場合、貸付人は、その旨を書面にて直ちに借入人に通知する。
2. 前項による通知がなされた後に、貸付人がかかる貸付不能事由が解消したと判断した場合には、貸付人は、かかる貸付不能事由が解消した旨を直ちに借入人に通知する。
3. 貸付不能期間中は、貸付不能事由の生じた貸付人の貸付義務は免除される。

第 10 条（違法性）

本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引が、貸付人を拘束する法令等に反することとなった場合、当該貸付人は借入人と協議を行い、その対応を決定する。この場合、借入人は、当該貸付人の貸付義務が終了し当該貸付人に対して借入人が負担する全ての債務を支払うことについて、合理的な理由なくこれを拒むことはできない。

第 11 条（元本及び利息の支払）

1. 借入人は、貸付人に対して、合同運用信託貸付の元本、並びに満期日における当該合同運用信託貸付の元本額に当該合同運用信託貸付に係る適用利率及び利息期間の実日数を乗じて算出した利息を、当該合同運用信託貸付に係る満期日に一括して第16条の規定に従い支払う。
2. 前項の利息の算出方法は、1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

第 12 条（意図的に削除）

第 13 条（期限前弁済）

1. 借入人は、合同運用信託貸付に係る満期日が到来する前に、貸付人から請求がある場合、当該合同運用信託貸付の一部を弁済しなければならない（以下、合同運用信託貸付に係る満期日が到来する前に行う当該合同運用信託貸付の弁済を「期限前弁済」という。）。但し、貸付人からの当該合同運用信託貸付に係る期限前弁済の請求の累計額が、当該合同運用信託貸付に

係る中途解約準備金の額を超える場合には、借入人は、本項に基づく当該合同運用信託貸付に係る期限前弁済を行う義務を負わないものとする。

2. 借入人は、前項に基づき期限前弁済を行う場合、期限前弁済される当該合同運用信託貸付の元本額を、貸付人が合理的に指定する期限前弁済日に、第16条第1項の規定に従い支払う。この場合、借入人による支払いは、当該合同運用信託貸付の元本に充当されるものとする。なお、前項に基づき期限前弁済される当該合同運用信託貸付の元本には利息を付さないものとする。
3. 第1項に規定する場合のほか、借入人は、指定単信託契約第15条の3第2項に定める場合には、合同運用信託貸付の全部又は一部について、期限前弁済をすることができる。
4. 借入人は、前項に基づき期限前弁済を行う場合、期限前弁済される当該合同運用信託貸付の元本額及び当該元本額に係る経過利息の合計金額を、貸付人が合理的に満足する期限前弁済日に、第16条の規定に従い支払う。

第 14 条（遅延損害金）

1. 借入人は、貸付人に対する本契約上の債務の履行を遅滞した場合には、かかる履行を遅滞した債務（以下、「履行遅滞債務」という。）を履行すべき日の翌日（同日を含む。）から履行遅滞債務の全てを履行した日（同日を含む。）までの期間につき、履行遅滞債務の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、貸付人から請求を受け次第、直ちに、第16条の規定に従い支払う。
2. 前項の遅延損害金の算出方法は、前落しによる片端及び1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

第 15 条（支払繰延）

本契約に基づく借入人の貸付人に対する債務の支払に関して、本信託財産における支払原資の不足又は指定単信託契約の規定に従い当該債務の全部又は一部の支払を行えない場合（指定単信託契約に規定する支払停止による場合を含むがこれに限られない。以下「支払不能状況」という。）、借入人は当該債務の全部又は一部の支払を留保することができるものとする。かかる支払の留保は本契約上の債務不履行事由又は期限の利益喪失事由を構成しないものとし、遅延損害金は発生しないものとする。借入人は、支払不能状況解消後、速やかに第16条の規定に従い未払額の支払を行うものとする。

第 16 条（借入人の債務の履行）

1. 借入人は、本契約上の債務を弁済するために、本契約上に弁済期日の定めのあるものは弁済期日までに、本契約上に弁済期日の定めのないものは貸付人から請求を受け次第直ちに、貸付人指定口座へ入金するものとする。かかる場合、貸付人指定口座への入金の時点をもって、借入人の貸付人に対する債務の履行があったものとみなす。
2. 本条に基づく借入人による支払は、当該支払を行う日における各合同運用信託貸付に係る債務

の額を計算し、以下の順序で充当される。但し、借入人による支払のうち、当該支払を行う日における各合同運用信託貸付に係る中途解約準備金の額に相当する額については、対応する当該合同運用信託貸付の元本に充当されるものとする。

(1) 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、貸付人が借入人に代わって負担しているもの並びにこれらの遅延損害金

(2) 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、第三者に支払うべきもの

(3) 遅延損害金(第1号に規定される遅延損害金を除く。)

(4) 合同運用信託貸付の未払利息又は繰延利息

(5) 合同運用信託貸付の利息

(6) 合同運用信託貸付の元本

3. 前項の充当に際し、充当額がいずれかの号目の金額に満たない場合、最初に満たなくなった号目(以下、「不足号目」という。)については、先順位までの号目に充当した後の残余額を、かかる不足号目に関して借入人が負担する弁済期日の到来した個々の支払債務ごとの金額の割合に応じて按分し、充当するものとする。

4. 借入人は、本契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課を控除してはならない。借入人が支払うべき金額から公租公課を控除しなければならない場合には、借入人は、貸付人が公租公課を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとする。かかる場合、借入人は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に当該貸付人に宛てて直接送付する。

第 17 条(借入人による表明及び保証)

借入人は、貸付人に対し、本契約の締結日及び合同運用信託貸付の実行時点ごとにおいて、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

(1) 借入人は、以下のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)

② 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)

③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。)

⑤ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極

的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

⑥　総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）、社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）又は特殊知能暴力集団等（①から⑤までに該当する者、総会屋等又は社会運動等標ぼうゴロ以外で、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

⑦　その他①から⑥に準ずる者

⑧　①から⑦に掲げる者（以下、「暴力団員等」と総称する。）が経営を支配していると認められる関係を有する者

⑨　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

⑩　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

⑪　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

⑫　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2)　借入人及びその役員が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等（以下「マネー・ローンダリング関連法規」という。）に抵触し、又はそのおそれがある取引を行っていないこと

第 18 条（借入人の確約）

借入人は、本契約締結日以降、貸付期間が終了し、かつ、借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、次の各号を遵守することを確約する。

(1)　反社会的勢力のいずれかに該当する者とならないこと。

(2)　自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為を行わないこと。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貸付人の信用を毀損し、又は貸付人の業務を妨害する行為

⑤　その他上記①乃至④に準ずる行為

(3)　借入人及びその役員が、マネー・ローンダリング関連法規に抵触し、又はそのおそれがある取引を行わないこと。

第 18 条の 2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

1. 貸付人は、借入人の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとする。借入人が正当な理由なく指定した期限までに回答しない場合には、貸付人は、本契約に基づく取引の全部又は一部を制限し又は解除することができるものとする。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借入人の回答、具体的な取引の内容、借入人の説明内容及びその他の事情を考慮して、貸付人がマネー・ローンダリング関連法規への抵触のおそれがあると判断した場合には、貸付人は、本契約に基づく取引の一部又は全部を制限し、又は解除することができるものとする。
3. 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、借入人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング関連法規への抵触のおそれが合理的に解消されたと貸付人が認める場合、貸付人は、当該取引の制限を解除するものとする。

第 19 条（期限の利益の喪失の制限）

本契約に基づく借入人の借入債務は、以下の場合に限り期限の利益を喪失するものとする。

(1) 適用ある法令上当然に期限の利益を喪失する場合
(2) 指定単信託契約が終了した場合
(3) 本契約上に別段の定めがある場合

第 20 条（契約の変更）

本契約は、借入人及び貸付人の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 21 条（貸付債権の譲渡）

借入人及び貸付人は、相手方が書面により事前に承諾しない限り、本契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することができない。

第 22 条（貸付人の貸付義務の終了）

指定単信託契約に基づく信託が終了した場合、貸付人の貸付義務は終了する。指定単信託契約に基づく信託が終了する場合、借入人は、本契約上の全ての債務を、直ちに第16条の規定に従い支払う。この場合において、本契約上の債務のうち、満期日が到来していない合同運用信託貸付に係る利息については、当該支払を行う日における当該合同運用信託貸付の元本額に当該合同運用信託貸付に係る適用利率及び当該合同運用信託貸付に係る実行日から当該支払を行う日までの実日数を乗じて計算するものとする。なお、利息の算出方法は、1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

第 23 条（一般規定）

1. 守秘義務

借入人は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。

(1) 貸付債権の譲渡に際して、貸付人が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人又は譲受を検討している者（かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手した借入人の信用に関わる情報は含まれない。

(2) 貸付人が、適用法令、行政、司法、その他日本国内外の関係官庁、中央銀行若しくは自主規制団体の命令、指導、要請等による場合、又は弁護士、司法書士、公認会計士、監査法人、税理士、信用格付業者その他の専門家であって、かつ、職務上当該秘密情報の開示を受ける必要のある者に対して、合理的に必要とされる範囲で本契約に関する情報を開示すること。また、貸付人が自らの親会社、子会社及び関連会社に対して、内部管理目的のため必要かつ適切な範囲で本契約に関する情報を開示すること。

2. 危険負担、免責並びに賠償及び補償

(1) 借入人が貸付人に差し入れた書類が、事変、災害等やむを得ない事情により紛失、滅失又は損傷したときには、借入人は貸付人と協議の上、貸付人の帳簿、伝票等の記録に基づき本契約上の債務を履行する。また、借入人は、貸付人が請求した場合には、速やかに代わりの書類を作成し、貸付人に提出する。

(2) 貸付人が、本契約に基づく取引に使用する借入人の代表者及び代理人の印影を、予め借入人の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて行った取引について、印章の偽造、変造、盗用等の事故があり、これにより損害等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。

(3) 借入人が本契約の条項に違反したこと（以下、「借入人義務違反等」という。）を理由として貸付人が本契約に基づき認められる行為（合同運用信託貸付を実行しないことを決定することを含む。）を行ったことにより借入人に損害が発生した場合でも、借入人は、貸付人に何らの請求をしない。また、借入人義務違反等により、貸付人に発生した損害等については、借入人がこれを負担する。

3. 本契約の可分性

本契約の一部条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けない。

4. 通知

(1) 本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方の宛先に、下記①乃至③記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、各当事者宛てに宛先の変更通知を行うことにより、宛先

を変更することができる。

① 直接持参交付

② 書留郵便又はクーリエサービス

③ 電子メール

(2) 前号の通知の効力発生時点は、電子メールによる場合には受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

5. 計算

本契約中における計算につき、別途明示的な規定が存在しないときは、前落しによる片端及び1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる方法(但し、貸付人が特に必要と認める場合には、貸付人が適当と認める方法)にて算出される。

6. 公正証書の作成

借入人は、貸付人が請求したときにはいつでも、公証人に委託して本契約証書の債務の承認及び本契約上の債務について強制執行の認諾文言のある公正証書の作成に必要な手続をとる。

7. 権利の存続

貸付人が本契約により定められた権利の全部若しくは一部を行使しないこと又は行使の時期を遅らせることがあっても、それにより、貸付人が当該権利を放棄したもの又は借入人の義務を免除若しくは軽減したものとは解されず、貸付人の権利にいかなる影響も与えないものとする。

8. 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

9. 言語

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

10. 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、協議を行い、その対応を決定する。

11. 責任財産限定特約

(1) 本契約によって貸付人が借入人に対して取得する金銭債権は、本契約に別段の定めがない限り、本信託財産のみを支払原資とし、その範囲内でのみ行われ、借入人の他の財産には及ばず、本信託財産の全てが換価・分配されたにもかかわらず、かかる債権について満足を受けない部分が存在する場合、かかる部分に関する債権については消滅する。

(2) 貸付人は、借入人のいかなる資産についても、本契約に基づく債権の実現のために強制執行を行わず、かつ強制執行を申し立てる権利を放棄するものとする。

(3) 借入人及び貸付人は、本信託財産が負担する全ての債務が全て履行された時点から、1年と1日が経過するまでの間は、本信託財産に対して、破産手続、その他信託財産に対して適用のある倒産手続(将来制定されるものを含む。)について申立を行わない。

12. 劣後特約

(1) 本契約によって借入人が貸付人に対して負担する金銭債務の支払いに係る請求権は、その時点において弁済期の到来した、借入人が負担する、本項と同一の条件の劣後特約なしに負担したその他の債務（但し、受益債権に係る債務を除く。以下「上位債務」という。）が全額返済されたことを停止条件としてその効力が発生する。

(2) 前号にかかわらず、本契約によって借入人が貸付人に対して負担する金銭債務の支払いに係る請求権は、本信託財産に対して破産手続が開始された場合には、当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第99条第1項に定義される劣後的破産債権に後れる約定劣後破産債権となるものとし、その他の倒産手続が開始された場合には、当該手続において、上位債務に係る債権が全額返済されたことを停止条件としてその効力が発生する。

上記を証するため、本契約書 1 通を作成し、借入人、貸付人の代表者又は代表者の代理人が記名捺印し、原本を貸付人が保管し、写しを借入人が保管する。

●年●月●日

貸付人

●

借入人

●

（募集取扱者）

SBI 新生銀行

〒103－8303
東京都中央区日本橋室町 2-4-3

登録金融機関：関東財務局長（登金）第 10 号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会

（受託者）

SBI 新生信託銀行

〒106－6008
東京都港区六本木 1-6-1

登録金融機関：関東財務局長（登金）第 22 号
加入協会：日本証券業協会

SBI 新生銀行金銭信託専用ダイヤル
0120－290－277
受付時間 9:00～17:00
（土日祝及び年末年始の休業日を除く。）